

北九州市  
児童福祉施設等  
評価基準  
(保育所編)

北九州市子ども家庭局  
令和5年度版



## はじめに

社会福祉法では、「事業者は自ら提供するサービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスの提供に努めること」、また、「サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めること」が規定されています。第三者評価事業とは、このような事業者の自主的な活動を支援することを目的とし、事業者や利用者等を除く第三者による保育サービスの質の評価を行うものです。これにより、個々の事業者が評価を通して課題を把握し、自己改善に結び付けることにより、サービスの質のレベルアップを図っています。

本市では「児童福祉施設等における第三者評価制度」の導入を「新北九州市保育5か年プラン」に掲げ、平成14年3月に「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を市長の私的諮問機関として設置しました。その実施方法や評価基準等について検討を重ね、独自に「評価基準（保育所編）」を作成し平成15年度から本実施となり、20年が経過しました。

令和2年3月に、保育所保育指針に基づき「保育所における自己評価ガイドライン」（厚生労働省）が改訂され、自己評価の重要性が改めて強調され、自己評価が保育の質の向上に繋がることの周知が図られました。これらを踏まえて、本市の保育所（園）等においても、北九州市児童福祉施設等評価基準（保育所編・地域型事業所編）を活用して自己評価を行い、保育の質の向上に努めていただくことや、第三者評価事業に対する理解を深めていただくことを期待するところです。

各保育所（園）等が、第三者評価事業に参加することで日常の保育が充実し、子どもたちの豊かな育ちが保障されることの一助となれば幸いです。

令和5年4月吉日

北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会

## 北九州市第三者評価事業のこれまでの経緯

平成9年	「児童福祉法」改正
平成12年	保育所の入所が行政による「措置」から保護者の「選択」へ移行社会福祉法施行 福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、福祉分野においても第三者評価事業の導入
平成14年	児童福祉施設等における福祉サービスの第三者評価事業の指針が示される。 「新北九州市保育5か年プラン」に「児童福祉施設等における第三者評価制度」の導入を掲げ、3月に「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を市長の諮問機関として設置する。市独自の「評価基準（保育所編）」を作成する。
平成15年	<b>第三者評価事業本実施</b>
平成24年	「付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条に基づき「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を付属機関として設置する
平成27年	子ども・子育て支援新制度開始
平成29年	「評価基準（地域型保育事業所編）」を作成し、地域型保育事業も評価対象に加える
平成30年	<b>保育所保育指針改定</b>
令和4年	認定こども園（保育所型）にモデル実施

平成30年4月の保育所保育指針改定のポイントの一つに、乳児保育の重要性、「乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」があります。北九州市児童福祉施設等第三者委員会においても、『北九州市児童福祉施設等評価基準』の乳児の項目について、保育所保育指針と見合わせながら、（21-1）乳児保育（21-2）乳児保育1歳以上3歳未満児に区分し、見直しを行いました。今回は、乳児の項目のみの見直しですが、今後、他の項目につきましても、「保育所保育指針」の改定内容を反映させた評価基準の検討を行う予定です。

## I 子どもの発達援助

1	発達援助の基本	
(1)	全体的な計画	1
(2)	指導計画	3
(3)	保育の記録	5
(4)	ケース会議等	7
2	健康管理・食事	
(5)	健康管理	9
(6)	健康診断・歯科健康診査	11
(7)	感染症への対応	13
(8)	除去食	15
(9)	給食	17
(10)	食事を楽しむ工夫	19
3	保育環境	
(11)	環境の整備	21
4	保育内容	
(12)	人間関係（子どもの受容）	23
(13)	健康（生活習慣や生理現象）	25
(14)	遊びの環境	27
(15)	環境（身近な自然や社会との関わり）	29
(16)	表現	31
(17)	人間関係（子ども同士の関係）	33
(18)	言葉（話す、聞く）	35
(19)	子どもの人権	37
(20)	性差や役割分業の意識	39
(21-1)	乳児保育	41
(21-2)	乳児保育（1歳以上3歳未満児）	43
(22)	延長保育	45
(23)	障害児保育	47

## II 子育て支援

1	入所児童の保護者の育児支援	
(24)	保護者との相互理解	51
(25)	児童虐待	53
2	地域の子育て支援	
(26)	地域における子育て支援	55
(27)	一時保育	57

### Ⅲ 地域の住民や関係機関等との連携

- 1 地域の住民や関係機関・団体との連携
  - (28) 地域における役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
  - (29) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
  - (30) 小学校等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
  - (31) 近隣住民への理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- 2 実習・ボランティア
  - (32) 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れ・・・・・・・・ 6 7

### Ⅳ 運営管理

- 1 基本方針
  - (33) 基本方針等の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9
- 2 組織運営
  - (34) 保育サービス向上への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1
  - (35) 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3
- 3 情報の管理
  - (36) 守秘義務の遵守と記録の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5
- 4 情報提供
  - (37) 情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 7
- 5 安全・衛生管理
  - (38) 安全・衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 9

## I 子どもの発達援助

### 1 発達援助の基本 ～全体的な計画～

(1) 全体的な計画が、保育所保育の基本原則に基づき、さらに子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され作成されている。

#### 【判断基準】

- ア 全体的な計画が、保育所の保育理念や保育方針に基づき作成されている。
- イ 全体的な計画が、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間、保護者の意向等を考慮して作成されている。
- ウ 全体的な計画には、保育所の保育の独自性が盛り込まれている。
- エ 全体的な計画が、全職員に周知されている。
- オ 全体的な計画の見直しが、適正に行われている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア～ウの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇全体的な計画

全体的な計画は、施設長の責任の下に、関係職員が参画し共通理解と協力体制のもとに創意工夫して作成される。保育所の保育の方針や目標に基づき、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう、長期的な視点で立てられた保育の計画である。

##### ◇保育所保育の基本原則

「保育所保育指針」(平成30年4月1日施行)に基づき、保育所が目指す基本的な方向(子どもの最善の利益並びに子どもの福祉の増進などを具体化するもの)が、「保育所保育の基本原則」である。保育所保育の基本原則の考え方は、「保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則(1) 保育所の役割」に、次のように示されている。

- ・入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- ・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- ・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職務を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

◇保護者の意向を考慮する

これは、保護者の要求を全て受け入れるということではない。保護者の希望や期待などを把握し、その思いを尊重しつつ、保護者との協力体制のもとに、子どもの最善の利益を第一義にした「共に育て合う・育ち合う保育」を実現していくためのものである。

・地域の実態や保護者の意向などを汲み取った例

自然環境が少ない ⇒ 意図的な自然体験の機会をつくる

核家族化傾向である ⇒ 年長者や地域との交流を図る

地域の伝統や文化を継承する ⇒ 保育活動の中に取り入れる

兄弟関係の経験が少ない ⇒ 異年齢児保育への配慮 など。

評価の方法等

○ア：全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、子どもの権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、保育所保育指針（平成30年4月1日施行）に基づいて編成されているか、それぞれの時期にふさわしい具体的な保育のねらいと内容が各年齢を通じて一貫性のあるものとなっているかを確認する。

○イ：複数の保育士等の参加により、子どもやその背景にある家庭や地域の実態把握、また保護者の意向や保育所保育指針第1章4に示す幼児教育を行う施設として共有すべき事項との関連を考慮して全体的な計画が編成されているかの聞き取りを行う。

○ウ：保育所の保育の独自性として、「地域交流（年長者や小中学生との交流）」「環境問題」「国際交流」「異年齢児との交流」「自然との触れ合い」などの保育内容が、各年齢を通じて計画の中に積極的に取り入れられているか確認する。また、子どもの「健康及び安全の確保」について、適切な援助が行われているかを確認する。（保健計画、食育計画等）

○エ：「全職員」は、正規職員、嘱託職員（長期間雇用する職員）、その他臨時職員（日々雇用職員、パート職員）とする。どのような方法で関係する全職員に周知されているかを確認する。

○オ：年に1回見直しが実施されているかを確認する。見直しの結果として、全体的な計画が変更されないこともある。見直しに当たっては、保護者へのアンケート調査、クラス懇談会等で出された課題が生かされているかを確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 1 発達援助の基本 ～ 指導計画 ～

(2) 子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、より具体的な日々の生活に即した短期的な指導計画が作成されており、さらに定期的な評価が行われ、指導計画を見直している。

#### 【判断基準】

- ア 指導計画は、全体的な計画に基づき、子どもの年齢に応じた発達の状況や生活のリズムに配慮して作成されている。
- イ 指導計画の作成に当たっては、関係する職員の参加のもと、クラスごとの連携を取りながら、担任が行っている。
- ウ 指導計画の作成に当たり、3歳未満児については、個別的な計画を作成し、一人一人への配慮がなされている。
- エ 指導計画の作成に当たり、個別に配慮を要する子どもの計画が立てられている。
- オ 指導計画の評価・見直しを、定期的に行い、その結果が次の計画に反映されている。
- カ 指導計画の評価・見直しに当たっては、施設長又は主任保育士が助言・指導を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア～ウ、オの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇指導計画

指導計画は、クラスやグループを担当する保育士等が、全体的な計画に基づき、一人一人の子どもの状況を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の中で、必要な体験が得られる保育が展開されるように作成する具体的な実践計画である。

また、指導計画には子どもの発達を見通した年・期・月など長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの生活に即した週・日などの短期的な指導計画がある。

##### ◇保育の評価・見直し

保育の評価は、一つには、保育実践を通して子どもの育ちの実態について、二つには、保育者自らの保育（ねらい・内容・環境構成・援助など）が適切であったかどうかについての評価である。

指導計画の評価・見直しは、保育士等が保育の経過や結果について、評価や反省を行い、次の指導計画が、発展的なものとなるように改善を図る。施設長と主任保育士は、知識と経験を十分に生かし、保護者の意向を把握した上でその相談、助言、指導などに当たる。職員全体で考えなければならないことは、会議などの場で報告し、評価・見直しを図ることが必要である。



◇子どもの成長・発達に応じた指導計画

「乳幼児」や「特に配慮を要する子ども」については、個別の指導計画や個別の記入欄を設ける必要がある。

◇個別に配慮を要する子ども

「個別に配慮を要する子ども」とは、「発達障害等が疑われる子ども」や「環境の変化で情緒不安定など、課題がある子ども」などが該当する。

評価の方法等

- ア：年間・月間・週間の指導計画は一貫性があるか、保育所保育指針及び全体的な計画のねらいや内容に対応しているかを確認する。異年齢で構成されるクラスやグループでの保育については、それぞれの年齢に応じた具体的な指導計画が立てられているかを確認する。
- ア、カ：作成日・確認日（指導、助言を行った日）が記載されているかを確認する。
- ウ：3歳未満児は、心身の発達が顕著な時期にあると同時に個人差も大きいいため、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して個別的な計画が作成されているかを確認する。
- オ：見直しについては、月に1回など定期的に行うとともに、必要に応じて随時行われ、次の指導計画に反映されているかを確認する。

【参考】保育所保育指針～指導計画の策定までの流れ

- ①保育所保育指針……………平成29年3月31日告示（厚生労働省告示第117号）  
↓  
平成30年4月1日施行
- ②保育理念 ……保育所保育指針に基づいた各保育所の保育を行っていく上での根本となる考え  
↓
- ③基本方針 ……保育理念に基づき各保育所が目指す基本的な方向  
↓
- ④保育の目標 ……保育理念や基本方針に基づき保育を展開するに当たっての基本的な目標  
↓
- ⑤全体的な計画 ……保育の目標が達成できるよう、発達過程で示されるねらいと内容で構成された各年齢を通して一貫性のある全体的な計画（地域の実態や保護者の意向などをできる限り汲み取って編成されることが望ましい。）  
↓
- ⑥指導計画 ……全体的な計画に基づき、子どもの実態に即してねらいと内容を具体的に組み込んだもの（「保育所の独自性」等はこの指導計画で具体的に表れる。）

【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 1 発達援助の基本 ～ 保育の記録 ～

(3) 一人一人の子どもについて、保育の記録が継続的に記載・管理・引継ぎされ、それぞれの子どもの関係する職員に周知されている。

#### 【判断基準】

- ア 保育の記録に関する帳票の様式が整備されている。
- イ 帳票の記載に当たっては、記載することに時間を取られ、保育がおろそかにならないような工夫（時間の管理、取り決め等）がなされている。
- ウ 指導計画等に基づいた保育実践の記録が帳票の様式に従い、継続的に記載されている。
- エ 必要な情報が、それぞれの子どもの関係する職員に周知されている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア、ウ、エの項目は必ず該当する）
  - c. 取組がなされている。（2項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇保育の記録

保育の記録は、2つに分類できる。1つ目は、管理上の記録で、出席簿、保育原簿、健康診断記録、避難訓練簿、給食関係記録、事故発生記録、事務日誌等がある。2つ目は、保育の実践上の記録で、保育日誌、保育指導の記録、連絡帳、行事記録等であり、クラス便り、園便りも記録とみなす。指導計画と統合した週案日誌などの工夫もなされている。

##### ◇関係する職員

関係する職員は、担任（3歳未満児は複数担任が多い）、施設長、主任保育士、看護師、調理員、栄養士などである。保育時間の長時間化や、職員の配置等についての規制緩和が進む中で、パート職員が増加し、子どもは担任以外の多くの職員とも関係をもつ状況にある。特に、乳児保育、障害児保育では、看護師や調理員との連携は必須である。職員への記録の周知は、職員連携のバロメーターでもある。

##### ◇必要な情報

必要な情報とは、「保育指導の記録」などの個人記録がなされているものをいう。

評価の方法等

- ア：「北九州市保育帳票検討会」作成の帳票等が整備されているかを確認する。使用していない場合は、それに準じた帳票が整備されているかを確認する。
- イ：午睡の時間や午後の空いた時間に保育士等が交代で記載するなどの工夫がなされているかを確認する。
- ウ：クラスごとに1～2名の子どもの個人記録（保育指導の記録、連絡帳など）、クラスとしての記録や日誌などを用意してもらい、指導計画等に基づいた保育実践の記録が行われているか、書面や口頭で確認する。  
記録については、一人一人の保育ニーズや課題、保育士等の関わり（援助や配慮）、子どもの様子や変容、それを踏まえた評価・反省等の内容が継続的に記載されているかを確認する。
- エ：どのような方法で関係する職員に周知されているかを確認する。

**【評価の理由 及び 特記事項】**

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

## I 子どもの発達援助

### 1 発達援助の基本 ～ ケース会議等 ～

(4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議等を定期的かつ必要に応じて開催し、その結果を保育実践に生かしている。

#### 【判断基準】

- ア ケース会議等は、定期的を開催し、また必要に応じて臨時に開催している。
- イ ケース会議等で話し合った内容が記録され、関係する職員に周知されている。
- ウ ケース会議等で話し合われた内容が、指導計画に取り入れられるなど、保育実践に生かされている。
- エ ケース会議等で話し合われた内容に基づき、必要に応じて保護者や専門機関との連携を図っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、ウ、エの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇ケース会議等

ここでのケース会議等とは、個別に配慮を要する子どもや援助のあり方などをめぐって、様々な立場から判断材料に基づいて見解を出し合い、検討し、対応を考えていく集団討議をいう。職員会議などの中で検討することも含まれる。経験年数や役職、その場面への関わり方の違いなどによっても多様な見方があり、それぞれの見方を出し合ってみることで、自分の保育を見直すことができ、これまで気付かなかったことに気付くことができる。

##### ◇保育実践に生かす

ケース会議等で話し合われた内容が、日々の保育において実践され、実践した結果を検証し、次の保育実践に反映されることを指す。



## I 子どもの発達援助

### 2 健康管理・食事 ～ 健康管理 ～

(5) 子どもの健康管理について、日頃から健康対策に取り組み、また、発病時などのマニュアルが整備され、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

#### 【判断基準】

- ア 子どもの健康管理について、嘱託医などとの連携が図られている。
- イ 日頃からの健康対策について、具体的に取り組んでいる。
- ウ 日頃からの健康対策の取組として、保健計画などを作成している。
- エ 子どもの発病やけがなどの異常に対して、「保育所における対応」「保護者への通知とその対応の連絡」「子どもの体調に応じた嘱託医や医療機関との連携」などに関するマニュアルが整備されている。
- オ マニュアルの整備に当たっては、子どもの病状別に、対応方法が定められている。
- カ 健康管理について、健康対策やマニュアルの見直し、実際の対応方法などの職員研修を実施している。
- キ 子どもの病状の把握に当たっては、機嫌、元気さ（活動性）、食欲（哺乳量）、顔色や皮膚の色、睡眠状態、排泄状態と尿糞便の性状、その他疾病に関連すると思われる所見（発熱、嘔吐、下痢、呼吸の状態や咳等）をしっかりと観察し、かつ記録している。
- ク 登園時については、保護者から健康状態の聴取を行い、保育士等も視たり、触れたりして、一人一人の子どもの健康状態を把握している。
- ケ 緊急時の医療機関への連絡先などが、事務室内の見やすい場所に掲示されている。
- コ 緊急連絡カードが整備・管理されており、必要に際してすぐに取り出せるようになっている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア、エ、カ～コの項目は必ず該当する）
  - c. 取組がなされている。（4項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇嘱託医など

嘱託医などには、区役所や総合療育センターに所属の保健師や看護師、臨床心理士などの専門スタッフ、近所の開業医や子どものかかりつけ医などを含むものとする。

##### ◇健康管理

「保育所保育指針 第3章健康及び安全」に示されている。厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「北九州市児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例」には、「設備や備品、飲料水の管理、医薬品や医療品の常備」「給食の留意点」「乳幼児と職員の健康管理」なども示されている。

健康管理とは、非常に広い意味をもっており、ここでは次のような内容を示す。①子どもの状態の把握とその状態に対する対応 ②子どもの状態に応じた保育の継続性への対応 ③子どもの状態に応じた医療面の対応 ④家庭及び地域との保健面の連携 である。

既往症や予防接種の状況について、常に保護者から文書や口頭で情報を得られるように努

めていることが必要である。健康管理において、最も大切なことは、子どもの健康状態を適切に判断し、体調不良の子どもに対する対処を適切に実践することである。

#### ◇日頃からの健康対策

睡眠、食事、遊びなど一日を通じた生活のリズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育所の生活のリズムがバランスよく整えられるよう配慮したうえで、現在の身体の状態と比べ、より健康な状態を目指す対策を指す。①積極的な健康増進対策 ②食生活対策 ③疾病予防対策 ④事故防止・安全対策などの取組が考えられる。

#### ◇マニュアル

子どもの健康管理は日々の保育と密接な関係があり、日々の対応を通じた保育現場ならではの経験の積み上げがある。その積み上げを、貴重なマニュアル素材として整理し、文書化するとよい。また『「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月)厚生労働省』を参考にするとよい。

#### ◇実際の対応法

マニュアルに従ってその対応を決定し、子どもの状態に応じた個別の対応が必要となる。その際にマニュアルに固執しすぎることなく適切で柔軟な対応が求められる場合もある。『「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」に基づく食物アレルギーの取り扱い(令和2年8月)保育課』により、適正な対応をしていくこと。

#### ◇子どもの状態等の把握

子どもの機嫌の良い状態などを日常的につかむことで、体調の些細な変化や疾病に速やかに対応できる。

#### 評価の方法等

- ア、イ：回数や方法にこだわらず、取組が保育に反映され、かつ、保護者へ情報提供がなされているかを確認する。
- ア：連携の方法(連絡方法、会議、健康相談、健康診断等)及び相談等の実施状況(相談実績、会議録等)について確認する。
- イ：保育所での感染症対策として、職員及び子どもたちの予防接種歴及び罹患歴を把握し、記録を保管しているかを確認する。『「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月)厚生労働省』また必要に応じて医師などとの連携がなされているかを確認する。
- エ：子どもの体調によって、保育の中断を余儀なくされる場合、どのような時点で、どのような判断基準で、保護者に連絡しているかを聞き取りで確認する。
- オ：マニュアルの整備については、「緊急度の高いもの」「症状別によるもの」などの項目で整理されているかを確認する。
- カ：職員研修の開催状況について記録などで確認する。
- キ：子どもの病状の把握に当たっては、どのような形で記録(日誌や電話受信簿など)しているか確認する。
- コ：緊急連絡カードの整備・管理状況を確認する。

#### 【評価の理由 及び 特記事項】

## I 子どもの発達援助

### 2 健康管理・食事 ～ 健康診断・歯科健康診査 ～

(6) 健康診断・歯科健康診査の結果や子どもの発育及び発達状態について、保護者や全職員に伝達し、それを保育に反映させている。

#### 【判断基準】

- ア 健康診断・歯科健康診査の結果や子どもの発育及び発達状態について、保護者に伝えている。
- イ 健康診断・歯科健康診査の結果や子どもの発育及び発達状態について、全職員に伝達している。
- ウ 健康診断・歯科健康診査の結果を保育に反映させている。
- エ 健康診断・歯科健康診査の結果や今後の措置について嘱託医と検討を行っている。
- オ 年2回の定期健康診断のほかに、保育所で対応できる身長や体重などを定期的に測定し、子どもの発育及び発達状態の把握に努めている。
- カ 特に経過観察の必要な子どもについては、保護者に連絡し、協力体制を取っている。
- キ 北九州市が実施している無料の乳幼児健康診査の受診状況を確認し、受診するよう働きかけを行い、その結果について把握している。
- ク 健康診断・歯科健康診査や無料の乳幼児健康診査で異常が見つかった場合、医療機関で再診を受けるよう働きかけを行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア～エ、キの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。
- ※ 今年度及び前年度に経過観察の必要な子どもがいない場合は、カについては「非該当」とする。その場合、総合判断の該当項目に変更はないものとする。

#### 用語の定義等

##### ◇健康診断

厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」にある健康診断は、学校保健安全法に準じて年間2回実施することになっている。単に疾病異常の発見のみを目的とするのではなく、子どもがいかなる健康状態にあるかをスクリーニングすることを目的としている。一人一人の子どもの健康状態を適切に把握することによって、子どもにとって望ましい保育を行うことができる。

健康診断の内容は、①発育状態の評価(身体測定による評価＝体重・身長・肥満等の体型) ②発達状態の評価(年月齢に応じた精神運動機能発達の状態の評価＝粗大運動、微細運動、言語発達、知的発達など) ③栄養状態 ④身体各部位の疾病異常の有無 ⑤う歯や歯列異常の有無等である。



◇歯科健康診査

幼児の健康増進に資するため、市が、北九州市歯科医師会に委託して、市内の保育所の4・5歳児を対象に乳歯のう蝕が激増するこの時期に、歯科疾患の早期発見、早期対応を目指し、口腔内検査を行うもの。また、1歳6か月児、3歳児に対しては、母子健康手帳についている無料受診券で近隣の指定歯科医療機関にて歯科健康診査を受診するよう保護者に勧め、その経過を把握しておくことが必要である。

◇嘱託医との会議及び全職員への伝達

保育現場における医学的、小児保健学的に必要な対応について専門的な意見交換が活発に展開されることによって、保育の向上を図ることができる。少なくとも、結果については、全職員には伝達されることが必要で、担任以外の子どもの健康状態に関する情報の提供を行うことで、緊急時における対応も可能となる。

評価の方法等

- ア、イ：伝達の方法について、書面や聞き取りで確認する。
- ウ：保育への反映については、健康診断・歯科健康診査の結果が指導計画等に生かされているか、個別に配慮されているか、保育日誌などを参考に確認する。
- エ：検討とは、嘱託医との意見交換などの簡易なものから、会議（カンファレンス）の開催まで含まれる。嘱託医の時間の都合などにより検討ができないときは、嘱託医への働きかけが認められればよいものとする。
- カ：協力体制の内容について、書面や聞き取りで確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 2 健康管理・食事 ～ 感染症への対応 ～

(7) 感染症への対応については、マニュアル（基準）などがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。

#### 【判断基準】

- ア 感染症への対応については、マニュアル（基準）などが整備されている。
- イ 保育中に感染症の疑いある状態に気付いた時には、健康な子どもとは別の保育室での生活を行うなど、他の子どもへ配慮した保育を行っている。
- ウ 感染症の発生時においては、クラスごとや保育所全体など、必要に応じて保護者に対し、発生の状況を連絡している。
- エ 感染症の発生時においては、必要に応じて嘱託医や関係機関と連絡を取り、その対応について指示を受けている。
- オ 感染症における病休後の登園に当たっては、かかりつけ医からの登園許可を得たか確認し、保育士等も子どもの状態を把握している。
- カ 予防接種の適齢児童に対し、接種を受けるように働きかけを行っている。
- キ 感染症の流行時期には、保育所や関係機関作成のチラシ、園医会からのお知らせなどを配布し、保護者に予防対策の情報を提供している。
- ク 感染症については、日頃から情報の収集に努めている。
- ケ 感染症の実際の対応法について、マニュアルに基づき職場内研修を実施している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア～キの項目は必ず該当する）
  - c. 取組がなされている。（4項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

#### ◇感染症

子どもから子どもへ伝播されるものであり、時には多くの子どもが罹患する危険性をはらんでいることを認識しておくべきである。子どもに多い感染症の大半は、いわゆる学校伝染病としてその対応が提示されている。感染症対策としては、発病時における対策・予防に関する対策に大別できる。

※参考：『「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月）厚生労働省』

#### ◇感染症における病休後の登園

登園のめやすと対応については、「北九州市医師会園医会」と「北九州市保育所連盟」と「北九州市」が協議した「保育園・幼稚園における病気のときの取り扱い。」で示しており、職員に周知するとともに、事務室等への掲示を行うことが大切である。



## I 子どもの発達援助

### 2 健康管理・食事 ～ 除去食 ～

(8) アレルギー疾患のある子どもの除去食について、かかりつけ医から指示があった場合、状況に応じて適切な対応を取っている。

#### 【判断基準】

- ア かかりつけ医から指示があった場合、除去食の提供など、状況に応じた対応を行っている。
- イ かかりつけ医からの指示の内容について、保護者や施設長（または主任保育士）、担当保育士、調理員等の四者が協議を行い、必要な場合はかかりつけ医に確認を取っている。
- ウ 除去食の提供に当たっては、かかりつけ医の指示に従い、一人一人の子どもの状況に適した除去食に関する基準を策定している。
- エ 除去食を提供している子どもの食事に関する個人記録簿が整備・保管されている。
- オ 給食やおやつを提供に当たっては、必要に応じて栄養士に指示を受けている。
- カ 除去食の提供において、人的なエラーを起こさないように配慮している。
- キ 実際の対応法について、マニュアルに基づき職場内研修を実施している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
- b. よい取組がなされている。（ア、イ、オの項目は必ず該当する）
- c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
- d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。
- ※ 今年度及び前年度に、除去食の提供が必要な子どもがいない場合は、いつでも対応できる準備が整えられているか、マニュアルや過去の資料確認、面談でそれぞれの項目について判断すること。
- ※ 除去食が提供されていない場合は、カについては、「非該当」とする。

#### 用語の定義等

##### ◇アレルギーと除去食

アレルギー疾患のある子どもに対する食事対策として、アレルゲンを正しく検出しなければならない。安易に除去と称した対応が行われることは、発育の旺盛な子どもにおいては不利益を被ることがあり、時には無意味な場合もある。専門的な検査によって、アレルゲンを見出し、それをどのようにして与えずに、食事を提供するか、また、どの時期に除去を解除するかを適切に判断しなければならない。それには、かかりつけ医（小児科医やアレルギー専門の医師）に指導を受けることが必要である。エピペン等を使用している児童を把握した場合は、『「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月)厚生労働省』と『「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく食物アレルギーの取り扱い(令和2年8月)保育課』により、適正な対応をしていくこと。



## I 子どもの発達援助

### 2 健康管理・食事 ～ 給食 ～

(9) 給食・おやつ提供に当たっては、日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて子どもの喫食状況を保護者に連絡している。

#### 【判断基準】

- ア 献立一覧表を全ての保護者に配布している。
- イ 給食及びおやつのサンプルについては、保護者が見やすい場所に展示している。
- ウ 子どもの喫食状況について、日頃の状態と比較して変化が見られるとき、連絡帳や口頭により、保護者に連絡している。
- エ 偏食の多い子どもについては、子どもの気持ちを尊重し保護者と協力しながら、その改善に取り組んでいる。
- オ 子どもの発育状況や体調を考慮し、調理の工夫がなされている。
- カ 給食試食会の開催や、子どもが喜ぶメニューや手づくりおやつの作り方（レシピ）に関する情報の提供など、保育所での食事を通して、発育期にある子どもの食事の重要性を家庭に伝えている。
- キ 調理員が子どもの喫食状況を把握している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア～オの項目は必ず該当する）
  - c. 取組がなされている。（4項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

#### ◇喫食状況

喫食とは、食事を楽しんでおいしく食べることである。乳児の場合、授乳に関する記録・報告はここに含めず、離乳食や摂取量、食欲、好き嫌いといった食事時の様子を指す。

評価の方法等

- ウ：保護者に対する喫食状況の連絡について、具体的な取組を確認する。3歳未満児の連絡帳には、「全量」「3分の2」「2分の1」などの記載がされていること。
- オ：咀嚼や嚥下が未熟な子どもや、保育中に体調を崩した子ども等への配慮がなされているかを聞き取り等で確認する。
- カ：給食試食会の開催については、保護者全員への実施が困難な場合は、保護者が試食を経験できるような工夫を行っていることを確認する。
- キ：調理員が給食時間に各クラスを見て回ったり、職員間の連携やチームワーク、情報を共有して、子どもの喫食状況を把握しているか、状況に応じて改善されているかを、給食業務日誌や会議録などで確認する。

**【評価の理由 及び 特記事項】**

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
---

(10) 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じた食事を提供している。
- エ 楽しい食事の雰囲気に配慮しながら、偏食の改善のための援助の工夫がなされている。
- オ 保育士等の対応や子ども同士の人間関係に配慮し、子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 様々な食事スタイルの工夫がある。
- キ 子どもが育てた野菜などを食材にしたものを食べることがある。
- ク 子どもが配膳や片付けなどに参加できるよう配慮している。
- ケ 調理作業をしている場面を子どもが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。
- コ クッキング活動など、子どもが調理に参加する機会が用意されている。
- サ 3歳未満児については、最後まで自分で食べようとするなどの意欲を大切にしている。
- シ 保育士等が子どもと共に食事をするなど、食事の楽しさを伝えている。

【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(8項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。
- ※ 乳児専門保育所はキ、コについては「非該当」とする。その場合、総合判断aは全ての項目について該当、bは6項目以上について該当、cは3項目以上について該当とする。

用語の定義

◇食事を楽しむ工夫

保育所は一日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は大きい。食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもある。子どもは身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとの関わりを通して、豊かな食の体験を積み重ねることができる。楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、それが「生きる力」へとつながっていく。保育所はそれを実感できる環境を構成することが望ましい、とされている。

※参考：「保育所における食事の提供ガイドライン」(H24年3月 厚生労働省)



## 評価の方法

- ア：ここでは、「物的環境についての配慮」を評価する。食事専用のスペースを確保することだけに限らず、保育室内であっても、食事するときに花を飾る、給食トレイやテーブルクロスを用意する、テーブルの位置を変更するなど、場面的な切り替えを行うなど配慮がなされているかを確認する。
- イ：食器の材質、大きさ、重さなど、子どもの発達状況に応じたものを使用している。メニューに応じて形状の異なる食器を使い分け、食べやすいように変えるなどの工夫を行っているなど、食器への配慮が感じられるものであればよいものとする。
- ウ：日頃の子どもの喫食状況を観察し、食事に対する意欲が向上するよう量を加減するなどの配慮を行っているかを確認する。また、よく噛んで食べることができない子どもへの対応として、細かくして提供するだけではなく、上手に咀嚼できるように時にはあえて形状を大きくするなどの工夫も評価の対象となる。
- エ：子どもにとっての食事は、家庭と保育所が一体となって「一日の食事」となることから、保護者への説明と理解が大切である。個別の食事対応については、相談に応じたり、助言や支援を行ったりしているかを確認する。
- オ：ここでは、「人的環境についての配慮」を評価する。時間内に子どもが食べ終わるように急がせていないかを確認する。早く食事が終わった子どもに対する保育士等の対応や、子ども同士の人間関係に配慮した座席配置などの工夫も評価の対象となる。また、除去食を提供される子どもが食事を楽しめるように、保育士等が環境等の配慮をしているかを確認する。（例：子どもの年齢に応じて、除去食について話し、理解ができるような配慮をしている。）
- カ：一方的に配膳されて食事をとるだけでなく、バイキングや子ども自らが考えながら取り分けること、戸外でのピクニック風の食事形式やカフェテリア風の食事スタイルなどの工夫がなされているかを確認する。
- キ、コ：主に3歳児以上を対象とする。
- キ：簡単な水遣りや草取り、収穫など、子どもができる範囲での参加でよいものとする。
- コ：子どもでもできるような簡単な調理活動（カレーや豚汁、収穫した野菜のホットプレート焼きなど）が年1回以上行われているかを確認する。
- サ：自発的に食べようとする気持ちを大切に、保育士がどのように援助しているかを確認する。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 3 保育環境 ～ 環境の整備 ～

(11) 子どもが快適に過ごせ、保育の場にふさわしい環境になるよう取り組んでいる。

#### 【判断基準】

- ア 安全に保育できるような環境を整備し、温度、湿度、換気、採光などに配慮し、保育所の室内・外が清潔に保たれている。
- イ 手洗い場、トイレは、定期的に清掃し、不快なおいがないようにしている。
- ウ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- エ 玩具・遊具の消毒を適宜行っている。
- オ 便器の大きさ、数などが適切である。
- カ ロッカーの数、大きさなどが適切である。
- キ 一人一人の子どもがくつろぎ落ち着ける空間がある。
- ク 眠くなった時に安心して眠ることができる場所が確保されている。(3歳未満児への対応)
- ケ 季節に合わせた生活の場が保障されている。
- コ 保育士等の声や音楽など、音環境に配慮している。
- サ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。
- シ 屋外での活動の場が確保されている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(10項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(5項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

◇ここでは、保育所保育のためにふさわしい物的環境、人的環境の取組の主なものを取りまとめている。

#### 評価の方法等

- 各項目のそれぞれの具体的な内容を聴取する。判断基準以外の項目であっても、その取組が認められる場合は総合判断の参考とする。
- 空間の確保については、それらが必ずしも別々の部屋として用意されていなくてもよい。活動に応じて、適切に設けられていればよい。
- 判断基準のようにしていない場合でも、例えば、「家庭的な雰囲気確保するため、あえて、特に壁面の飾りなどをしていない場合」のように、明確な保育の意図に基づくものであればよいものとする。

- ア：障害物や危険物の排除、補修が必要な箇所の修繕を行っているかを確認する。  
採光のための窓などを荷物や家具などで塞いでいないかを確認する。遮光のためのカーテンなどについても、整備されているかを確認する。  
おむつ交換時のにおいがこもらないように配慮しているか、換気扇の設置や、換気扇がない場合でも、空気の入替えなど定期的実施しているかを確認する。  
保育室に温度計と湿度計が設置されているか、より望ましい環境となるよう心がけているかを確認する。
- イ：清掃は一日一回行っているか、また、においがしないような工夫の内容を確認する。
- ウ：保育所内で定期的実施しているかを確認する。なお、家庭から持参した個人寝具利用の場合、週末に保護者が寝具を持ち帰って日光消毒・乾燥を行うよう指導しているかを確認する。
- エ：玩具・遊具の種類や使い方などに応じた洗浄方法や実施間隔を確認する。  
※詳しくは『「保育所における感染症対策ガイドライン（別添2保育所における消毒の種類と方法）」（平成30年3月）厚生労働省』を参照。
- オ：年齢に応じた便器の大きさ、人数に応じた数などが適切かを確認する。便器の数が十分でない場合、子どもが我慢しなくてもよいように、トイレを使用する時間を配慮するなどの工夫がなされているかを確認する。
- カ：「ロッカー」は、個人の持ち物を整理する空間が確保され、ロッカーの機能が備わっていれば、必ずしも扉のついたものでなくてもよい。カバンや着替えがあふれているようなことはないか、人数分そろっているかなどを確認する。
- キ：保育室に家具や仕切り板などを利用して独立した空間をつくり、子どもの手づくりの作品で温かな雰囲気のある部屋をつくったり、遊びの途中の休憩場所に使ったりしている。じゅうたんや座布団などを利用して、子どもがリラックスできる環境を演出している場合もある。
- ケ：季節に合わせた生活の場とは、季節の植物（花や野菜）、昆虫などの生き物、季節の行事（雛人形、こいのぼり、七夕など）に関するものがある。これらのものが施設の内外に設置されているかを確認する。
- コ：保育現場はあわただしい状況もあり、音についての配慮を要する場合が多い。保育士同士が日常的に意味なく大きな声で会話をしたり叫んだりしていないか、配膳時や物品の移動時に大きな物音や不快な物音を立てていないか、オーディオ機器の音量や音質は適切かなどに配慮しているかを確認する。
- サ：砂場の砂の入替えや消毒を定期的に行っているか、遊具については必要に応じて洗浄しているかを確認する。
- シ：園庭あるいは公園など園外での活動についても、安全対策などに配慮し、天候、子どもの状態、職員体制、経路、携帯品の確認を行い、十分取り組める環境になっているかを確認する。

<b>【評価の理由 及び 特記事項】</b>

## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 人間関係（子どもの受容） ～

(12) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。

#### 【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを汲み取り（受け止め）、制止や禁止の言葉を不必要に用いないようにしている。
- ウ 登園時に泣く子どもや「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて対応している。
- エ 子どもが安心して何でも話せるように、保育士等が子どもの言葉を聴く姿勢がある。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（3項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（2項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇人間関係

ここでは、主に保育の五領域における「人間関係」（子どもの受容）に関するものを指す。

##### ◇受容

保育現場における「受容」とは、子どもとの基本的な信頼関係を構築するために、子どものそのままを受け入れることをいう。一人一人の子どもの心身の状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握し、理解を深めるとともに、子どもの主張を肯定的に聴く態度が必要になる。

子どもが様々な遊びや活動の中で、試行錯誤を重ねながら、自分なりにじっくりと考えて行動することができるように、子どもの気持ちに寄り添って保育していくことが大切である。



## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 健康(生活習慣や生理現象) ～

(13) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。

#### 【判断基準】

- ア トイレに行くことをせかしたり、強制したりせず、一人一人のリズムに合わせるようにしている。
- イ おもらしをしたときに、その都度対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 排泄の後始末は、その都度丁寧に援助し、次第に自分でできるような個別の指導がなされている。
- エ 衣服の着脱に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- オ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着脱の援助について、工夫がみられる。
- カ 休息時には、子どもが安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- キ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませたりしている。
- ク 休息時間に、眠れない子どもへの配慮をしている。
- ケ 子どもが安心して身体の異常を訴えられるように問いかけ受け止めている。
- コ 子どもの発達に合わせた安全・衛生指導を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(7項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇健康

ここでは、主に保育の五領域における「健康」に関するものを指す。

##### ◇トイレ(排泄)

同一年齢であっても個人差があるので、時間で一斉にトイレに誘うより、排泄したいという子どもの欲求に沿って行われることが大切である。おもらししたときは、子ども自身もそのことを負担に思っているので、不用意な声かけは慎み、温かいお湯などで世話し、不安を取り除くようにする。

##### ◇衣服の着脱

その能力は、同じ年齢の子どもであっても、個人的な手の器用さやそれまでの習慣で個人差がある。子ども全員が一斉に片付けるのではなく、一人一人がその都度、決まった場所に整理する習慣を身に付けることが大切である。

##### ◇休息(睡眠)時間

体力を回復したり、脳を休ませたりするものであり、乳幼児期の発達過程や一日の活動に

において必要なことである。しかし、子どもの発達の状況や個人によって差があるため、休息を必要とする子どもにも、必要としない子どもにも、どちらにとってもふさわしい環境や体制を整えておく必要がある。

#### ◇安全・衛生指導

「年齢に合わせた交通ルール、マナーの指導」「けがを負うような危険な行為に対する指導」「危険な飲食物に対する指導」「手洗いやうがい励行の指導」「年齢に合わせた遊具や用具の正しい使い方の指導」などを指す。

交通安全指導については、必ずしも警察署職員を招いて安全教室を開催しなければならないということではない。マニュアルの作成や正しい交通安全指導の方法などを習得する際に、警察署等の指導を受けたり、資料を活用したりするなどの連携を図ることが必要である。

また、年長児の保護者には、就学前に子どもと通学路を確認するなど、安全について共に学ぶ機会をもつよう啓発しているかを確認する。

#### 評価の方法等

- ここでは、子どもが生活の習慣を確立するために、個々の子どもに合わせて援助する姿勢、保育環境があるのかを判断の基準とする。
- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士等の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ア：子どもの排泄リズムに合わせ、年長児においては、先の見通しをもって自分からトイレに行くことができるよう配慮するなど、子どもの発達に合わせた支援がなされているかを確認する。
- イ：おもらしをしたときの子どもの気持ちを考えているかなどを聞き取りで確認する。
- ウ：成長に合わせた排泄の自立を促しているかなどを聞き取りで確認する。
- エ：子どもの発達に応じた衣服の着脱への援助を適切に行い、子どものやる気を育てているかを確認する。
- オ：衣服を自分で取り出せるようになっているか、自分で着ることが難しい年齢の場合、少しでもそれをしやすい環境になっているかを確認する。（例：ズボンをはきやすいように置く。はきやすくするためのイスを配置する。）自分で着替えをする場合、その片付けを子どもがしたとしても、最終的に保育士等が把握しているかを確認する。
- カ：休息（睡眠）を一律に行うのではなく、子どもの生活のリズムや発達過程に合わせた配慮がされているかを確認する。
- キ：子どもの状況に応じた休息のための環境整備などの工夫（空間の確保、落ち着ける環境づくりなど）や、職員の対応などについて確認する。
- ク：保育士等が横に付いて絵本を読んだり、子どもが自然に横になれるような環境をつくったりなど行っているか聞き取りで確認する。
- ケ：子どもと応対するときは、肯定的に優しく接しているかを確認する。
- コ：日常の保育の中で、交通ルールやマナー等、安全・衛生指導について取組がなされているか記録や面談で確認する。

#### 【評価の理由 及び 特記事項】

## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 遊びの環境 ～

(14) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

#### 【判断基準】

- ア 子どもが発達に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に玩具や遊具などを取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 自由に遊べる時間が確保されている。
- オ 戸外で子どもが十分に体を動かし、友達や保育士と一緒に思いきり遊びを楽しめるような配慮がなされている。
- カ 日頃から子どもの発想が活かされる遊びが行われている。
- キ 子どもが自ら何かをやろうとする気持ちや探索しようとする意欲を受け止め、安心して挑戦していけるような言葉かけや援助がされている。
- ク 玩具や遊具、絵本や教材の選定に当たっては、職員による検討を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(6項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 評価の方法等

- ここでは、子どもが自発的に遊べる環境が整備されているか、また子どもが自発的に遊べるよう配慮しているかを中心に判断する。
- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士等の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ア：年齢別保育をしている場合、保育室等に各年齢にふさわしい玩具・遊具がある。縦割り保育では個々の子どもの発達にふさわしい玩具・遊具があるかを確認する。
- イ：自由に取り出して遊べるように工夫している内容を確認する。
- ウ：簡単なボードゲームやパズル、ままごと、積み木など年齢に応じた遊びができるように、部屋の一部を利用してコーナーが設けられており、子どもが自分で活動を選ぶなどの工夫がされているか確認する。
- エ：設定保育や決められた遊びではなく、子どもが自由に選んで遊べるような時間が確保されているかを確認する。
- カ：年齢に応じた遊びが計画され、子どもの発想が活かされた遊びが展開されているか、指導計画や日誌などで確認する。



※子どもの発想が活かされた遊び

- ・家族や保育士など回りの大人を真似たり、人形を相手に食事をさせたり絵本を読み聞かせたりするなど、模倣をして楽しむ。(模倣遊び)
- ・自然物(土・砂・水・葉っぱ・草)などをいろいろな物に見立てて、ままごと遊びなどを楽しむ。(見立て遊び)
- ・家庭や保育所で体験したことなどを、日常で使われているもの(箱・積み木・ゴザ・布・バック・帽子・台所道具)などを利用して、おうちごっこやレストランごっこ、遠足ごっこ、保育所ごっこなどの遊びを展開する。(ごっこ遊び)
- ・玩具や遊具などの物に頼らず、子どもが自発的に遊びを創造する。

○キ：自分の気持ちをうまく表現できないことや思い通りにいかないことで、大人が困るようなことをすることも発達過程であると理解し、子どもの意欲を育てるためにどのように配慮しているか聞き取りで確認する。

子どもが何かをしてみようとしていることに気付かなかったりやり過ぎたり、意欲をそぐような言葉や評価を与えたり、やり遂げたことにおさなりの対応をするといったことがないかを確認する。

○ク：職員会議などを利用して年1回は検討を行い、その結果については関係する職員に周知されているか記録などで確認する。絵本や教材を個人用として保育所で購入する場合は、保護者の意見を取り入れているかを確認する。

**【評価の理由 及び 特記事項】**


## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 環境（身近な自然や社会との関わり） ～

(15) 身近な自然や社会と関われるような取組がされている。

#### 【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 子どもが身の回りの小動物、植物、自然などを見たり触れたりする体験を、保育士等と一緒にやって行っている。
- エ 散歩などで地域の人々に接する機会をつくっている。
- オ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- カ 季節や時期、子どもの興味などを考慮して、伝統的な行事や地域の特性を生かした保育を積極的に行っている。
- キ 身近な生活問題に対して関心をもつような保育に取り組んでいる。
- ク 北九州市が取り組んでいる環境問題について、エコ教育として保育に取り入れている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
- b. よい取組がなされている。（ア、イ、カは必須・5項目以上が該当する）
- c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
- d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。
- ※ 乳児専門保育所はオについては「非該当」とする。その場合、総合判断aは全ての項目について該当、bはア、イ、カは必須で4項目以上について該当、cは3項目以上について該当とする。

#### 用語の定義等

##### ◇環境

ここでは、主に保育の五領域における「環境」に関するものを指す。

##### ◇地域の公共機関

学校、福祉施設、図書館、美術館、児童館、警察署、消防署、鉄道、バスなどを指す。

##### ◇地域の文化や特色

地域の歴史や旧跡、特産物（農産物や工芸品）のほか、「環境先進都市」「モノづくりの街」といった北九州市の特色、北九州市内に伝わる昔話や遊びなどを指す。

##### ◇北九州市が取り組んでいる環境問題

参考：北九州市エコタウン事業（ビオトープ・再生可能エネルギーなど）

例：リサイクル（再生利用）・リユース（再使用）・リデュース（ゴミの発生抑制）

評価の方法等

- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士等の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ア：子どもが小動物（メダカやカブトムシなどの飼育も含む）と触れ合うことができる環境づくりへの工夫や、菜園活動や植物の栽培が行われているか確認する。子どもが積極的に関わっている場面（子どもが小動物への餌やりや植物への水やりなどを行い、日々の成長を喜ぶなど）があるとか、保育に取り入れているかどうかで判断する。
- ウ：保育士等が動物の飼育や植物の栽培方法などについて、適切な知識を身に付けているか（研修会や図書の購入など）を確認する。
- カ：地域の行事などを保育に取り入れ、地理的条件（野山、川、近隣の施設）を生かした保育の実践など、具体的な内容を確認する。
- キ：ごみの問題などの身近な生活問題を保育に取り入れているかどうかを確認する。
- ク：資源の節約（電気や水の節約、用品の節約など）、空き缶や牛乳パックの回収、エコ問題ビデオの視聴、環境局とのタイアップ事業などの取組が、日頃の保育にどのように実践されているかを確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 表現 ～

(16) 表現する喜びが味わえるように配慮されている。

#### 【判断基準】

- ア 感性を育てるために、保育士等は、生活の中に自然や芸術との触れ合いのある環境を確保し、子どもがいろいろな素材に出会い、触れ、扱う経験ができるよう配慮している。
- イ 保育士等が、子どもの様々な表現を肯定的、共感的に受けとめ、理解しようとしている。
- ウ 子どもが聴いたり、歌ったり、踊ったり、様々な楽器を楽しんだりして音楽に親しみ、楽しさを味わえるように配慮している。
- エ 子どもが様々な素材や用具を使ってかいたり、つくったりする楽しさを味わえるように配慮している。
- オ 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
- カ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- キ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- ク 友達や保育士等と協力し合って表現する機会が設けられている。
- ケ 保育時間への視聴覚教材利用に当たっては、目的を明確にし、計画的に行っている。
- コ 各種行事の実施に当たり、適切な指導計画が立てられ、子どもへの過度な負担とならないような配慮がなされている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(8項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(6項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇表現

ここでは、主に保育の五領域における「表現」に関するものを指す。

##### ◇視聴覚教材の利用

視聴覚教材とは、音楽教材、テレビ、ビデオ、DVDなどを指す。利用の目的を明確にし、視聴覚時間や内容などをあらかじめ検討しておくことが必要である。

評価の方法等

- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士等の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ア：子どもが、様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、驚いたり、不思議に思ったり、感動するように保育士が言動に留意しているかを確認する。
- ウ：子どもの発達に応じて、音楽に親しむ環境づくりをしているか確認する。
- エ：クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具を子どもたちが自分で使えるように用意されているかを確認する。
- カ：具体的にどのような遊びが行われているかを確認する。
- ク：子どもが、友達や保育士等と感動を共有し、イメージを伝え合いながら協力し合って表現する喜びを味わえるよう援助しているかを確認する。
- ケ：視聴覚教材の利用に当たっては指導計画に盛り込まれているか（交通安全や防災訓練の指導時にも教材の利用が考えられる）。教材の内容が目的や年齢に合った選択となっているか。ビデオ、DVDについては、同じ内容を何回も放映していないか。視聴覚時間が長時間にわたっていないか（1日最大30分以内）などを記録で確認する。
- コ：子どもにとって過度な負担となっていないか（行事を嫌がる、登園を嫌がる言動が見られる、チック症状が見られるなど）、保育士等が無理な指導を行っていないかなど、聞き取り調査を行う。  
取組に対して保護者から苦情があがっていないか、利用者アンケートなどを確認する。保育所の行事が日常の保育の積み重ねを生かしたものになっており、例年の行事の型にこだわらず、現在の子どもの様子を考慮した柔軟な行事になっていることが必要である。

【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 人間関係（子ども同士の関係） ～

(17)遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。

#### 【判断基準】

- ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子ども同士で解決するように援助している。
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身に付けていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。
- カ 子どもが保育士の手伝いをしたり、友達に親切にしたりして喜ぶような機会がある。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（5項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇人間関係

ここでは、主に保育の五領域における「人間関係」（子ども同士、遊びを通じた関係）に関するものを指す。

##### ◇異年齢の子どもの交流

少子化や地域の中で子ども同士の付き合いが希薄となり、社会性を育む機会が減ってきている中、保育所は同年齢や異年齢での人間関係が作りやすい場である。（お互いの自己主張で衝突したり、共同で物を製作したりする中で、友達と協力する意味が理解できるようになり、年齢とともに社会性が備わってくることになる。）



## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 言葉（話す、聞く）～

(18) 子どもの成長・発達に応じて、言葉を獲得していけるように配慮している。

#### 【判断基準】

- ア 遊びや生活を通して、思ったこと、感じたことを言葉で伝える喜びや楽しさを味わい、言葉に対する興味や関心をもつように保育士が援助している。
- イ 人の話や絵本の読み聞かせなどに興味をもって聞くことができるように配慮している。
- ウ 日常生活の中で、挨拶、伝言、質問、応答、報告などをする機会が設けられている。
- エ 童話や詩などを通して、言葉の面白さや美しさなどに気付き、自ら使って楽しむよう配慮している。
- オ 絵本や物語などに親しみ、遊びに発展させるなどの工夫がされている。
- カ 言葉の獲得や文字や記号への関心をもてる環境に配慮している。
- キ 保育士等が子どもの話を聞く姿勢や態度をもっている。
- ク 保育士等が適切な言葉を使うよう留意している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(5項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇言葉

ここでは、主に保育の五領域における「言葉」に関するものを指す。

#### 評価の方法等

- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ア：子ども同士や保育士と話す機会が多くあり、自分の気持ちや考えたことを言葉で相手にも分かるように話すなど、保育士が適切な援助を行っているかを確認する。
- イ：子どもが保育士や友達と楽しんで会話する機会を積極的に設け、落ち着いて耳を傾けることができるように配慮しているかを確認する。
- ウ：日常の挨拶を保育士が親しみをもって行い、子どもの年齢に応じて報告や伝言などをする機会を工夫して取り入れているかを確認する。
- エ：童話や絵本の選定に当たり、目的や年齢を考慮したものとなっているかを確認する。読み聞かせでは、言葉の面白さや美しさに気付くよう十分配慮されているかを確認する。





## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 子どもの人権 ～

(19) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

#### 【判断基準】

- ア 子どもが、自分の思いを保育士等の大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 異文化理解において、生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- オ 職員が差別用語を使用しないように取り組んでいる。
- カ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。
- キ 保護者に対して、子どもの人権を含め人権尊重についての啓発を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、カは必須・5項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇子どもの人権

「一人一人の人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮されることを踏まえ、一人一人が人間を尊重する気持ちを持てるような、差別を生まない人間関係づくりに努めるとともに、すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異なった文化を持った人達と共生できる人間として、自立できるように保育すること。」と示されている。『「人権を大切にすることを育てる」保育についての留意点（平成9年4月1日）厚生省児童家庭局保育課通知』また、子どもへの虐待は、子どもに対するもっとも重大な人権侵害と言える。

##### ◇差別用語

特定の人を不当に低く扱ったり、蔑視したりする意味合いを含む語



## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 性差や役割分業の意識 ～

(20) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

#### 【判断基準】

- ア 子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- イ 子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- エ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- オ 職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- カ 各種行事において、男役・女役など、固定的な観念で取り組んでいない。
- キ 保護者に対して、保育所の取組を理解してもらえるように配慮している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(カは必須・5項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

#### ◇性差への配慮

男女共同参画社会基本法など、男女共同参画社会の主旨や取組への必要性を理解したうえで、日頃の保育に生かすことが大切である。

評価の方法等

○判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。

○ア～カ：保育士が、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について、どのような取組を行っているかを確認する。

全体的な計画や指導計画の中に、どのような内容が盛り込まれているか、性差や役割分業意識に関する職員研修の取組がなされているかなどを確認する。

※事例：「男の子だからめそめそするな」「それは女の子の色」「それは女の子の遊び」「男の子だから家事をすることはない」「それは男（女）の子の仕事」など。

○キ：保護者に対する啓発活動については、連絡ノートへの記載、掲示、行事を捉えての情報提供などを通して保護者に周知されているか、取組の内容を確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 乳児保育 ～

(21-1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。

#### 【判断基準】

- ア 乳児の保育に当たっては、特に、家庭と連携を図りながら、一人一人の子どもの状況に配慮し、生理的・心理的欲求を満たしている。
- イ 一人一人の生活リズムに応じて、授乳は、子どもの欲求を汲み取り、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたり、言葉がけをしながらゆったりと飲めるように援助している。離乳食についても同様に、ゆったりと関わり様々な食品に慣れるよう配慮している。
- ウ 一人一人の生活リズムに応じて、おむつ交換や衣服の着脱等の際は、おだやかに言葉をかけ、スキンシップを図りながら、子どもが清潔になることの心地よさを感じるようにしている。
- エ 一人一人の生活リズムに応じて、十分な睡眠をとることができるように配慮している。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する対応を行っている。
- オ はう、立つ、歩くなどの行動を自由に行うことができる安全な環境が整っている。
- カ 外気に触れ、戸外遊びを行う機会を設けている。
- キ 指差しや喃語に、目を合わせて微笑み返すなどゆったりとおだやかに応えている。
- ク 顔を見てあやし、子どもの欲求を汲み取りながら、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ケ 特定の保育士との継続的な関わりが保てるよう配慮している。
- コ 生活や遊びの中で五感を刺激するような環境や保育士による言葉がけの工夫がなされている。
- サ 年月齢に相応した遊びのための環境が整えられている。
- シ 子どもの表現の意欲を受け止め、子どもの表現が豊かになるように活動を楽しむ工夫をしている。
- ス 乳児保育担当者のうち1人以上は、乳児保育の経験があり、乳児保育に関する研修や子どもの人権を尊重する保育内容の研修を受けている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(8項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇乳児保育

保育所保育指針の改定において、3歳未満児の保育の意義をより明確化し、その内容について一層の充実が図られた。特に、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが必要である。ここでは、産休明けから、1歳頃までを対象としている。

#### ◇家庭との連携

乳児の保育に当たっては、保護者への聞き取りや連絡帳などによって家庭での状況を詳しく把握し、家庭と保育所の取組にばらつきが出ないようにする必要があります。

特に、保育所での離乳食は家庭と連携しながら、話し合っ進めることが大切である。初めての子育ての保護者に対しては、離乳食の作り方、すすめ方のアドバイスなども必要になる。

#### ◇一人一人の生活リズム

一人一人の生理的欲求が尊重され、十分に寝て、よく飲み、食べ、定期的に排泄し、目が覚めたらしっかりと遊んで、起きている時間が充実したものとなるよう関わるのが重要である。保育士等が応答的に関わりながら、授乳・食事の時間は、食への意欲が高まるよう楽しい食事の時間を過ごし、お腹が満ち足りてくると、その心地よさから子どもを眠りに誘う。しっかりと寝て起きた子どもの情緒は安定し、子どもの探索活動を活発にする。活発な探索活動は意識をより覚醒させ、目覚めている時間を長くする。排泄を通して清潔になる心地よさ感じ、よく動き遊ぶことで、またほどよい空腹を感じる。こうして、保育所における一日の生活の流れが、徐々に出来上がっていく。保育士等はこのことを意識して、清潔で安全な環境の下、愛情豊かな関わりの中で、一人一人の生活リズムを確立させることが求められる。

#### ◇特定の保育士との継続的な関わり

乳児にとっては、保護者や特定の保育士との継続的な関わりを通して、情緒的な絆が形成されることが重要である。一人一人の子どもの成育歴の違いに留意しつつ、特定の保育士が乳児の生理的欲求と共に、甘えたいという心理的欲求を愛情深く満たすことによって、乳児は、人への基本的信頼感を形成し、愛される喜び・満足感を得る。勤務ローテーションの工夫などにより、特定の保育士と保護者が接する機会をできる限り多くつくることに加えて、連絡帳などへ継続的に記載していくような配慮が必要になる。

#### ◇遊びのため環境

玩具などは、つまむ、たたく、引っ張るなど子どもの発達状況に応じて適切なものを選びその時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるよう工夫すること。

#### 評価の方法

- 保育現場の観察・記録・聞き取りから総合的に判断する。
- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- 心と体の健康は、相互に密接な関係があることを踏まえ、発達を促し、発育に応じて自ら意欲を持てるような援助をしているか確認する。
- ア：連絡ノートや面談の記録の内容で、保護者との連携の様子を確認する。
- エ：SIDSの対応に十分注意し、その記録が整えられているか確認する。
- オカ：遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つよう関わっているか確認する。
- キ：子どもの表現には様々な形態があるので、喃語に限らず、顔の表情など他の表現にも注意し、敏感に受け取り適切に対応しているか確認する。
- ス：乳児保育担当者は、社会福祉研修所の乳児保育研修を受講していることが望ましい。研修の成果がまとめられ、その内容が関係する職員に周知されているかを確認する。また、乳幼児の人権を尊重する保育内容についての研修に参加することが望ましい。

## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～乳児保育（1歳以上3歳未満児）～

(21-2) 1歳以上3歳未満児のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。

#### 【判断基準】

- ア 1歳以上3歳未満児の保育に当たっては、特に、家庭と連携を図りながら、一人一人の子どもの状況に配慮し、自分でしようとする気持ちを尊重し、生理的・心理的欲求を満たしている。
- イ 一人一人の生活リズムに応じて、食事については、子どもの食べる意欲を大切にしながら、子どもの状況に配慮すると共に、おだやかでくつろいだ雰囲気を楽しむことができるよう工夫している。
- ウ 一人一人の生活リズムに応じて、おむつ交換や衣服の着脱等の際は、おだやかに言葉をかけ、スキンシップを図りながら行っている。また、一人一人の排尿間隔を踏まえ、少しずつ便器での排泄に慣れさせている。
- エ 一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下、落ち着いた雰囲気の中で十分な睡眠をとることができるように配慮している。
- オ 全身を使う遊びを楽しめる機会を十分に確保している。
- カ 保育士は、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さを丁寧に伝えるよう配慮している。
- キ 身近な生き物や自然などとの関わりを通し、命の大切さを感じる経験となるよう配慮している。
- ク 自分なりの言葉で自分の思いを伝えるとともに、保育者や他の子どもの話などを聞くことを通し、徐々に言葉による伝え合いができるように配慮している。
- ケ 子どもの表現を受け止めながら応答的に関わり、子どもの心身の発達の状況に適した環境を整え、自ら関わり好奇心や探求心、豊かな感性や表現力が育まれる工夫がなされている。
- コ 乳児保育担当者のうち1人以上は、乳児保育の経験があり、乳児保育に関する研修や子どもの人権を尊重する保育内容の研修を受けている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(7項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇1歳以上3歳未満児の保育

保育所保育指針の改定において、3歳未満児の保育の意義をより明確化し、その内



容について一層の充実が図られたことから、乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育に分けることとした。特に、この時期は自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士は、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わることが必要である。ここでは、1歳児、2歳児を対象としている。

#### ◇家庭との連携

1歳以上3歳未満児の保育に当たっては、送迎時の保護者への聞き取りや連絡帳などによって家庭と保育所の情報交換を密に行い、保護者との信頼関係の構築に努める。特に、初めての子育ての保護者に対しては、子どもの育ちや発達について、子どもとの関わり方について細やかなアドバイスなども必要になる。

#### ◇応答的な関わり

子どもが自分の気持ちを伝えようとする意欲をはぐくむために、保育士が子どもの発する言葉に耳を傾け、応答的なやり取りを重ねていくことが大切である。子どもが何を表現しているかを敏感に受け取り、子どもの何気ない仕草や表情から、感じていることや思いを受け止め、子どもを主体として丁寧に温かい言葉で応答することが必要である。そうすることで、子どもは表現する喜びを知ると同時に、意思や感情が伝わることで共感を実感できるようになり、自己肯定感が高まり、これからの発達にも大きく関係してくる。

#### ◇人間関係

この時期は自己と他者との違いの認識が十分ではないため、保育士は、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士が仲立ちとなって、自分の気持ちを伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達との関わり方を丁寧に伝えていく。また、思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出について、受容的に受け止め、そこから立ち直る経験や、感情をコントロールすることへの気づきにつなげていけるよう援助する。

### 評価の方法等

- 保育現場の観察・記録・聞き取りから総合的に判断する。
- 判断基準となる様子が見られないときや感じられないときは、保育士の子どもに対する言葉、行動、姿勢などから判断し、必要に応じて聞き取りを行う。
- 心と体の健康は、相互に密接な関係があることを踏まえ、発達を促し、発育に応じて自ら意欲を持てるような援助をしているか確認する。
- ア：連絡ノートや面談の記録の内容で、保護者との連携の様子を確認する。
- イウエ：子どもの気持ちを尊重し、一人一人の状況に応じた対応をしているか確認する。
- オ：安全面に留意し、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つよう配慮しているか確認する。
- ク：楽しい雰囲気の中で、保育士との言葉のやり取りが行われているか、子どもが気持ちや経験等の言語化を行うことを援助しているか確認する。
- コ：乳児保育担当者は、社会福祉研修所の乳児保育研修を受講していることが望ましい。研修の成果がまとめられ、その内容が関係する職員に周知されているかを確認する。また、乳幼児の人権を尊重する保育内容についての研修に参加することが望ましい。

### 【評価の理由 及び 特記事項】

## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 延長保育 ～

(22) 延長保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

#### 【判断基準】

- ア 通常保育とは区別し、くつろげる雰囲気づくりに配慮している。
- イ 好きな遊びをしてくつろげる空間や遊具・玩具がある。
- ウ 一人一人の子どもの要求に応じて、抱く、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
- カ テレビや、DVDなどに頼らず、直接子どもと関わりをもった保育を心がけている。
- キ お迎え時に、保護者との情報交換が適切に行われている。
- ク 延長保育で障害児を受け入れている場合は、一人一人の特性に合わせて、保育の内容や方法に配慮がみられる。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(カについては必須・6項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。
- ※ 延長保育を実施していない保育所は「非該当」とする。
- ※ 障害児がいない場合は、クについては「非該当」とする。その場合、総合判断 a は全ての項目について該当、b はカは必須で5項目以上について該当、c は3項目以上について該当とする。

#### 用語の定義等

##### ◇一人一人の子どもの要求

長時間にわたる保育の際に、子どもは一見わがままとも受け取れる表現、たまには不安な気持ちをぶつけてくることがある。保育士は子どもの要求を受容する姿勢で関わる必要がある。



## I 子どもの発達援助

### 4 保育内容 ～ 障害児保育 ～

(23) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

#### 【判断基準】

- ア 障害児一人一人の特性に合わせた環境の整備や、家庭や関係機関と連携した支援のための計画が立てられている。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児保育について保育所全体で取り組めるように話し合う機会を設けるなどの配慮を行っている。
- エ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けている。
- オ 障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 他の子どもの障害児への関わりに対して配慮している。
- キ 障害児や他の子どもに関する適切な情報をそれぞれの保護者に伝えるための取組を行っている。
- ク 障害がある子どもの保護者と他の子どもの保護者とがよい関係を持てるよう配慮している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(6項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。
- ※ 障害児が入所していない場合は、ア・エ・キ・クについては「非該当」とする。その場合、総合判断 a は全ての項目について該当、b は3項目以上について該当、c は2項目以上について該当とする。

#### 用語の定義等

##### ◇障害児

ここでいう障害児とは、保育所独自の判断ではなく、障害児保育事業の対象となっている児童を指す。

「北九州市障害児保育事業の対象となる児童は、保育所等の入所要件を満たし、心身の障害の程度が、重度、中度又は軽度のもので保育所等での集団保育を行うことが可能なものとする。」(北九州市障害児保育実施事業要綱第2条)

##### ◇障害児保育

他の子どもから隔離せず、共に保育することで、障害がある子どもの発達が促進されることを目的とする。障害児保育を実施することで、他の子どもが障害を正しく理解し、両者の健全な発達を図る。

#### ◇保育の内容や方法

障害がある子どもの保育所での生活の計画作成に当たっては、障害の内容や発達過程、課題など、個別に配慮を要する点について記入する欄を設けるなどの対応が必要である。また、実際の状況に沿って計画を見直すことも必要である。

#### ◇バリアフリー

本来は全ての人々が安心して安全に生活できるようあらゆる（物理的・社会的・制度的・心理的）障壁を除去することであるが、判断基準「イ」では施設の構造など物理的なものを指す。

#### 評価の方法等

- ア：障害児が入所している場合は、障害の種類や程度に応じた、個別の配慮がなされているかを確認する。
- イ：障害児が入所していない場合でも、バリアフリーに向け、物理的な保育環境づくり（手すりの取り付けやスロープの整備、段差の解消など）への取組が見られるかを確認する。
- ウ：ケース会議や職員会議などで、障害児保育に対する理解を深めているか、また、障害児に対する心理的な虐待やネグレクト等の問題について話し合っているか会議録等で確認する。尚、児童虐待の取組については、(25) 児童虐待の用語の定義等で確認できるが、参考として関係条文をP 49に抜粋しておく。（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）  
障害児がいない場合でも、すぐに受入れ可能な体制が取れるような取組を行っているかを確認する。
- エ：年1回以上、相談や助言を受けたことがあるかどうか尋ね、その頻度や方法、内容について具体的に確認する。（「保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2）」等紹介など）  
障害児がいない場合でも、障害があるかどうか判断に迷うような児童に対する相談などが考えられる。
- オ：研修の成果がまとめられ、その内容が関係職員に周知されているかを確認する。
- カ：保育士が実際に配慮していることについて尋ね、その結果が現れている保育場面などを確認する（その内容が適切と認められるものであればよいものとする）。  
※事例：子ども同士の関わりへの配慮や仲介、障害がない子どもからの障害児に関する質問に対する適切な応答など。  
障害児がいない場合でも、散歩の途中で障害者と出会った時の対応や日々の質問に対する応答などが考えられる。
- キ：保護者への情報提供の実際の例について確認する（送迎時あるいは連絡帳での日常的な情報提供に加えて、年2回以上、保護者との個別面談を行っていればよいものとする）。  
情報提供の内容について確認する（その内容が適切であればよいものとする）。それぞれの保護者に対して、障害がある子どもの各種行事での取組状況を周知しているか確認する。
- ク：家庭との連携を密にし、障害がある子どもの親の思いを受け止め、他の子どもの保護者へ障害の正しい理解を得るように努めているかを確認する。
- キ、ク：入所している子どもの障害の状態や保護者の心情などに配慮し、他の子どもの保護者や子どもに知らせない方がよいという場合もある。その場合、情報提供しない理由を

ケース会議などで話し合い、その内容が記録されているか、状況に応じた取組の工夫がなされているかを確認する。

**<参考> 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

**第三十条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。



## II 子育て支援

### 1 入所児童の保護者の育児支援 ～ 保護者との相互理解 ～

(24) 保護者と日常的な情報交換、個別面談や育児相談などを行い、保護者との相互理解を深めている。

#### 【判断基準】

- ア 家庭での様子（朝食、排泄、機嫌、健康状態、睡眠時間など）を保護者から聴取するなど、日常的な情報交換を行っている。
- イ 子どもの一日の生活や、生活の中で興味や関心を示した内容などを保護者に伝えるとともに、3歳未満児については連絡帳などを用いて情報交換を行っている。
- ウ 保護者がもっている子どもへの願いや期待、悩みや不安について話し合うクラス懇談及び個別面談を、全保護者を対象に定期的に開催している。
- エ 情報交換や相談内容が必要に応じて記録され、関係する職員に周知されている。
- オ 保護者に対して、保育参加や行事などへの参加を促すような取組がなされている。
- カ 保護者が気軽に相談できるような姿勢、雰囲気職員にある。
- キ 保護者に説明が必要な子ども同士の関わり方について、双方の保護者に対して状況を説明し、保護者同士の理解が得られるよう配慮している。
- ク 保護者会など、保護者が任意に組織化した会との連携が図られ、行事などへ協力して取り組んでいる。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア～エ、カの項目は必ず該当する）
  - c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。
- ※ 保護者会など、組織化されていない場合は、クについては、「非該当」とする。その場合、総合判断の該当項目に変更はないものとする。

#### 用語の定義等

##### ◇日常的な情報交換

子どもの育児に関しては、保護者は大小何らかの不安を抱えているものである。文章では書きにくいことでも、会話の中では本音も出てくる場合がある。

施設長や主任保育士、担任保育士などが気軽に相談に乗れるような雰囲気づくりを心がけ、こちらからも声をかけるようすることが大切である。

##### ◇個別面談

個人面談、個別（人）面接・懇談とも呼ばれる。保護者との個別面談は、施設長（または主任保育士）や担任保育士が状況に応じて対応する。定期的に、あるいは随時に行われるなど様々である。クラス会と称する会合の一部として実施されることもある。



#### ◇保育参加

保護者が保育実践にそれなりの立場で加わることをいう。保育をただ単に観るだけの保育参観に対して、保育参加は直に子どもと触れ合い、働きかける機会が与えられる。子どもからの反応も直接的に実感できる。子どもの発達や育児を共に考えるよいチャンスである。

男女共同参画社会の主旨と父親の育児参加が不十分である現状等を踏まえ、父親への働きかけの工夫がなされることが必要である。

保育参加の例：保護者の保育体験、育児に関する勉強会など。

#### ◇情報交換や相談内容の記録

保護者との情報交換や個別面談などのうち、その後の保育に反映させ、関係する職員で共通理解を図る必要がある内容のものについては、「保育指導の記録」「個別面談記録」等に記録されることが必要である。

### 評価の方法

- イ：連絡帳の内容が保護者に理解されていると思うか、連絡帳が相互理解に役立っていると思うか、連絡帳の活用状況について確認する。
- ウ：クラス懇談は少なくとも年1回開催されているか、個別面談は全保護者を対象に少なくとも年1回は話し合う機会が提供されているかどうか確認する。クラス懇談や個別面談への参加が困難な保護者に対して他の機会を提供しているかも確認する。
- エ：相談者と対応者、相談内容、対応内容などが記録されているか、どのような方法で職員に周知されているかを確認する。
- オ：保護者が行事に参加しやすい工夫や育児参加を促すような情報の提供が行われているか、ひとり親家庭への配慮を行っているか確認する。
- カ：相談しやすい雰囲気づくりへの配慮、相談内容の守秘などが行われているか、以下の①または②を確認する。
  - ①保護者に対し、いろいろな相談方法があることや自由にいろいろな職員に相談できることを、分かりやすく説明した文書を作成し、配布もしくは掲示している。
  - ②スペースの確保など相談しやすいような配慮がなされている。
- キ：全てを伝える必要はないが、状況の説明を要する場合は、適切に行っているかを確認する。
- ク：保護者会などの設置については、あくまでも保護者が任意に組織化するものであるから、組織化そのものを判断の基準にはしないこと。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


## II 子育て支援

### 1 入所児童の保護者の育児支援 ～ 児童虐待 ～

(25) 虐待が疑われる子どもの早期発見に努め、保護者への対応について、子ども総合センターなどの関係機関に通告・相談を行う体制が整っている。

#### 【判断基準】

- ア 一人一人の子どもについて、心身の状態や家族の態度などに注意し、観察や情報収集に努めるとともに、保護者への言葉かけや相談に応じるなど児童虐待の早期発見や防止に取り組んでいる。
- イ 虐待が疑われる子どもについて、必ずその情報は施設長や関係する職員に連絡されている。
- ウ 虐待が疑われる子どもについて、区役所子ども・家庭相談コーナーと子ども総合センターに通告・相談を行う体制が整っている。
- エ 虐待を受けた子どものケアが、関係機関と連携のうえ十分な対応がなされている。
- オ 虐待をした保護者、あるいは不適切な養育や虐待等が疑われる保護者に対しては、施設長や担任保育士が話しかけ、相談に応じるなど特に配慮している。
- カ 虐待を受けた子ども、あるいは虐待が疑われる子どもに対する取組と経過が記録されている。
- キ 児童虐待に関する研修への参加など、児童虐待に関する啓発に心がけている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(すべての項目が該当する)
- b. よい取組がなされている。(ア～エ・カの項目は必ず該当する)
- c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
- d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。
- ※ 虐待を受けた(と思われる)児童が今年度も前年度もない場合は、エ・オ・カについては、「非該当」とする。その場合、総合判断aは全ての項目について該当、bはア～ウについて該当、cは2項目以上について該当とする。

#### 用語の定義

##### ◇虐待が疑われる子ども

※参考：保育所保育指針解説書

保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことが挙げられる。

○子どもの身体の状態：低体重、低身長などの発達の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等

○子どもの情緒面や行動の状態：おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癇癪、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等

○子どもの養育状態：不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等

○保護者や家族の状態：子どものことを話したがない様子、子どもの心身について説明しようとする態度、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等

#### ◇虐待の早期発見

保育所は地域で最も身近な児童福祉施設であり、地域における児童虐待を比較的発見しやすい立場にあるといえる。児童虐待については、少しでも早く発見し、対応することが何よりも大切である。虐待が進むと、子どもに危害が加えられるだけでなく、問題が複雑化したり、親子関係がさらに悪化したりするなど、その後の関係修復が困難となる。普段から児童虐待の兆候をいち早くキャッチできるように親や子どもの様子に注意を払い、早期発見や防止に努めなければならない。

※参考：児童虐待の防止等に関する法律 第5条「児童虐待の早期発見等」

「保育所保育指針 第3章健康及び安全 1子どもの健康支援（1）（ウ）」

「保育所保育指針 第4章子育て支援 2保育所を利用している保護者に対する子育て支援（3）」

『「児童虐待対応連携マニュアル」(平成22年3月)北九州市子ども総合センター』

#### ◇関係機関に通告・相談を行う体制

虐待が疑われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告しなければならない。関係機関として、北九州市の体制としては区役所子ども・家庭相談コーナーと子ども総合センターがある。これら関係機関の連絡先などを一覧表で書き出し、事務室の掲示板などに掲示するなどの対応が必要である。

※参考：児童福祉法 第25条「要保護児童発見者の通告義務」

児童虐待の防止等に関する法律 第6条「児童虐待に係る通告」

### 評価の方法

- ア、イ：取組や体制について、書類や聞き取りで確認する。
- ア：普段から保護者とコミュニケーションを図り信頼関係を築いたり、子どもに不自然な傷がないか観察したりするなどの取組が行われているかを確認する。
- ウ：体制について書面で確認し、職員に周知されているかを確認する。
- エ：ケアの内容については、個別の記録などで確認する。
- オ：個々の事例に応じた適切な対応がなされているか聞き取りをする。
- キ：研修実績、職場内研修の有無などを確認する。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


## II 子育て支援

### 2 地域の子育て支援 ～ 地域における子育て支援 ～

(26) 育児相談など、地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取組が行われ、保育所を開放している。

#### 【判断基準】

- ア 遊戯室や地域交流スペースなどの施設を開放している。
- イ 園庭を開放している。
- ウ 屋外掲示板（園外向け）を利用して育児情報の提供を行っている。
- エ 保育所独自のホームページを開設し、育児情報の提供を行っている。
- オ 図書や、DVDなどを保育所入所児童以外の家庭に貸し出しを行っている。
- カ 子育て相談に応じられる人材を確保している。
- キ 電話やファックスなどによる子育て相談に応じている。
- ク 来所による子育て相談に応じている。
- ケ 子育て家庭や育児サークルなどに対し、助言や情報提供などを行っている。
- コ 育児講座や講演会などを定期的に開催している。
- サ 虐待が疑われる子どもや、気になる子どもなどに対する取組を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（7項目以上が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（5項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇子育て支援

地域の子育て家庭を対象とする育児相談などは、保育所がもつ大切な社会的役割の一つである。施設長や子育て支援担当の保育士が、育児の悩みや心配事を話してみたい人、一緒に考えてくれる人として、地域の人々に信頼されているかが大切である。

##### ◇地域の子育て家庭

保育所在園児の家庭も入るが、卒園児の家庭や入所対象とはならない全ての子育て家庭をも含むものである。さらには今後、出産を予定している家庭も対象となる。

##### ◇地域

保育所と時間的、距離的かつ住民意識的につながりを持ち得る範囲を指す。

## 評価の方法

- ア～エは、主に物的な面から取組がなされているかを判断するもので、オからは人的な面から判断する要素を盛り込んだものである。
- ア、イ：「開放」の判断は、保育所保育に支障がない範囲での取組が継続して行われていればよいものとする。
- ウ：「育児情報」は、保育所での行事などに限らず、関係機関での取組や育児サークルなどの情報を含んだものが提供されているかを確認する。
- エ：保育所独自のホームページを開設し、関係機関での取組や育児サークルなどの情報を含んだものが提供されているかを確認する。
- オ：貸出簿を確認する。
- カ：「人材の確保」とは、研修や実践を通して、子育て相談のノウハウ、経験がある施設長や保育士等が、適切に対応できる勤務実態となっていることを確認する。
- キ、ク：相談受付（記録）簿を確認する。相談の実績がみられない場合は、地域に対して相談に応じていることをPRしているかを確認する。
- ケ：助言や情報提供の記録を確認する。
- コ：保育所の年間行事に位置付け、年2回程度実施しているかを確認する。保育所主催でなくても、保育所が企画の段階から参画するなど主体的に取り組んでいるものであれば、育児サークルや市民センターなどとの共催でもよいものとする。
- サ：地域での子育て相談や育児講座などの活動、保健師や主任児童委員などとの連携を通して地域における虐待が疑われる子どもや気になる子どもについて情報を収集しているかを確認する。また、児童虐待が疑われるケースや気になる子どもがいた場合、関係機関への通告、相談・支援などに取り組んでいるかを確認する。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


## II 子育て支援

### 2 地域の子育て支援 ～ 一時保育 ～

(27) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

#### 【判断基準】

- ア 一人一人の子どもについて、保護者から説明を受けるなどして日々の状態を把握している。
- イ 保護者とのコミュニケーションを十分に取っている。
- ウ 必要なケースについて相談に応じていることを保護者に周知している。
- エ 登録児童の記録が適切に作成・保管されている。
- オ 一時保育の趣旨が職員に理解され、連携して対応している。
- カ 障害児の特性に合わせて保育の内容や方法に配慮がみられる。障害児がいない場合でも障害児の受け入れができる体制が整えられている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(5項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目数にこだわらず判断すること。
- ※ 一時保育を実施していない保育所は「非該当」とする。

#### 用語の定義等

##### ◇一時保育

近年、パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急時の保育などに対する需要が高まっていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため、一時保育事業を通して地域の子育てを支援する。

##### ※北九州市「一時保育のてびき」(令和3年4月)による一時保育事業の内容

- 断続的保育サービス：保護者等のパート就労などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス(週3日を限度に利用可能)
- 緊急保育サービス：保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、裁判員制度に伴う裁判員などにより、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育サービス(連続14日間を限度に利用可能)
- 育児リフレッシュ保育サービス：保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する(育児リフレッシュ)などの理由により、保育を必要とする児童に対する保育サービス(週3日を限度に利用可能)

◇必要なケース

一時保育を利用する子どもや保護者の心身の状態に気になる様子がみられる場合や、保護者が相談を希望した場合などを指す。

◇一人一人の子どもの心身の状態

保育所に慣れていない一時保育の子どもは、不安感や緊張感をもっている。可能な限り専任の保育士が対応するようにし、子どもの日常の様子などを把握するため、保護者との情報交換に努めることが大切である。

◇通常保育との関連を配慮

週に2～3日など、断続的な利用をする児童については、子どもに無理をさせない範囲で、子どもが興味や意欲を示すのであれば、通常保育の子どもと一緒に遊んだり、行事への参加による交流を図ったりすることも大切である。

一方、1年間に数回など非断続的な利用をする児童については、保育所生活に慣れていないことからより細やかに対応することが大切である。

評価の方法等
--------

- イ：保護者への連絡方法は、口頭だけでなく連絡ノート、日誌などでなされる必要がある。
- エ：「記録」は、事前登録や保育実践の記録で、児童、保護者の状況や保護者からの相談内容に関係する職員が把握できるようになっていることが望ましい。
- オ：一時保育の趣旨の周知方法や、職員の連携方法について確認する。
- カ：『(23) 障害児保育の評価の方法等』を参照し、記録や面談などで配慮がなされているかを確認する。

<b>【評価の理由 及び 特記事項】</b>

### Ⅲ 地域の住民や関係機関等との連携

#### 1 地域の住民や関係機関・団体との連携 ～ 地域における役割 ～

(28) 地域における保育所の役割を果たすため、地域の関係機関などの必要な情報を収集し、それを保護者等に提供するとともに、職員が共有している。

#### 【判断基準】

- ア 地域の関係機関・団体と連携し、地域の福祉・子育てニーズの把握に努めている。
- イ 地域の関係機関・団体などの必要な情報を収集し、機関別などに整理・分類するとともに、保護者や職員などが利用しやすいようにしている。
- ウ 収集した情報のうち、必要な情報は、記載された文書の配布や掲示又は、電子メディアなどで、保護者などに提供している。
- エ 必要な情報を職員に周知し、共有している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、イ、エの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇地域の福祉・子育てニーズ

少子化の進行、核家族化、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等、地域や家庭を取り巻く環境の変化に伴い地域住民が子育てに関して保育所に期待する社会的支援（ニーズ）。

##### ◇地域における保育所の役割

保育所保育指針解説に「保育所における地域の保護者に対する子育て支援については、児童福祉法第48条の4において、保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲で、情報提供と相談及び助言を行うよう努めることと規定されている。近年、地域における子育て支援の役割がより一層重視されている状況を踏まえ、保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれる。その際、保育所が所在する地域の実情や、各保育所の特徴を踏まえ行うことが重要である」と記載されている。

##### ◇地域の関係機関・団体等

必要な情報を把握するための「地域」は身近な自治会単位という狭い空間から市全域広域に及ぶ場合もある。ここでの地域は特に範囲を限定しない。地域の関係機関・団体には以下のようなものがある。



- 【地域の機関】市民センター、社会福祉協議会、自治会等の地域団体、ボランティア団体など。
- 【子育て支援機関】子育て支援サロン“ぴあちえーれ”、ほっと子育てふれあいセンター、地域子育て支援センターなど。
- 【子どもの相談機関】各区役所の子ども・家庭相談コーナー、子ども総合センター、総合療育センター、障害福祉センター、特別支援教育相談センター、医療機関、民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)など。
- 【教育・福祉機関】幼稚園、小学校、児童福祉施設、障害児(者)福祉施設、高齢者福祉施設など。
- 【その他行政機関】区役所各課、保健所など。

評価の方法等

- 情報の収集をするためには、関係機関との連携が欠かせないが、その点については(29)にまとめているので、ここでは評価の対象とはしない。
- また、保育所の情報提供といった場合、保育所で実施している、あるいは実施する事業などの情報を外部に発信することと、一方では地域の関係機関の情報を収集して、発信することもある。ここでは、後者の取組を評価するものである。
- ア：関係機関・団体との具体的な話し合いや取組について、書類や聞き取りで確認する。
- イ：情報の内容、収集の方法などについて確認する。収集した情報の多少で判断するのではなく、関係機関などから必要な情報を収集している姿勢が見られればよいものとする。  
「関係機関」についても、地域の状況も各園で異なることから、一律に決めることはできないが、一般的に必要と判断できる範囲の機関を対象としていけばよいものとする。  
「情報の整理・分類」については、保育所として職員や保護者が利用しやすいような工夫がなされていけばよいものとする。
- ウ：保護者に文書で周知することが「必要な情報」か否かは、保育所独自の判断でよいものとするが、具体的に取組がなされている事例があればよいものとする。
- エ：職員への周知の方法などについて確認する。職員に周知することが「必要な情報」とウの「必要な情報」は一致しない場合もあるので、「必要な情報」か否かは、保育所独自の判断でよいものとする。

**【評価の理由 及び 特記事項】**


### Ⅲ 地域の住民や関係機関等との連携

#### 1 地域の住民や関係機関・団体との連携 ～ 関係機関等との連携 ～

(29) 保育所での育児相談や行事など、保育所運営に当たって、関係機関や団体などと連携した取組を行っている。

#### 【判断基準】

- ア 子ども総合センターや総合療育センターなどの専門機関と連携した取組を行っている。
- イ 市民センターや区役所、保健師などと連携した取組を行っている。
- ウ 自治会や地域の団体と連携した取組を行っている。
- エ 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携した取組を行っている。
- オ 子育てサークルや未就園児の保護者等と連携した取組を行っている。
- カ 保育所と関係機関等とが相互に連絡を密にして、いろいろな事柄に取り組むといった姿勢、意欲が施設長等にある。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア・イは必須・4項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇関係機関等との連携

保育所がよりよい保育を行い、子どもの健全育成を図るとともに、地域と良好な関係を築き地域の中で役割を果たしていくためには、関係機関等との連絡・協力体制が必要である。

連携の方法は、虐待や子どもの発達上の問題などのように、地域にある関係機関や専門機関とのネットワークを活用する場合もあれば、連携の目的によっては、新たにネットワークを構築する必要もあると考えられる。

##### ◇専門機関

特定の分野または内容に関する専門的な組織を指す。

##### ◇民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされている。児童委員は、地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行なう者との連絡調整を行ったりする。

#### ◇主任児童委員

主任児童委員は、厚生労働大臣により児童委員のうちから指名され、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

#### ◇民生委員・児童委員、主任児童委員との連携

地域における育児に不安のある親、子どもを虐待している親の発見のためにも、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携は欠かせないものとなる。特に地域の児童虐待などへの対応に関して、民生委員・児童委員、主任児童委員への連絡の機会は今後増えてくることになる。また、「苦情解決に向けた取組」での役割も重要になってくる。地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の氏名や住所、連絡先などを把握し、日頃から連絡を取るようしておくことが望ましい。

※事例：民生委員・児童委員、主任児童委員に「一日施設長・一日保育士」として保育所保育に参加してもらい、保育所について理解を深めてもらうなど。

#### ◇自治会や地域団体との連携

保育所も「地域の一員」であることから、施設長などは自治会活動などに積極的に協力し、地域との関係づくりに日頃から心がけておくことが大切である。

※事例：地域の年長者クラブとの連携により、敬老の日などに子どもと年長者とのふれあい交流会を行う。自治会と連携して地域のごみ拾いなどを一緒に行うなど。

### 評価の方法等

- ここでは、主に専門的な知識、経験や、地域の情報をもっている機関などを対象に常日頃から連携に心がけているかを評価するものである。保育所と関係機関等とが相互に連絡を密にして、いろいろな事柄に取り組むといった姿勢、意欲が施設長や職員に伺われるかが重要な判断基準となる。
- ア～エ：関係機関との具体的な連携の方法（連絡方法、窓口担当者、情報交換、定期的な会議、事例研究会、研修会、各種行事への参加等）及び相談等の実績について確認する。子どもが地域の行事や活動に参加する機会があれば、職員やボランティアが支援する体制が整っているかを確認する。
- オ：子育てサークルや未就園児の保護者等への支援、またはそれらとの協力による活動がなされているかを確認する。
- カ：施設長等の姿勢、意欲については、聞き取りの中で確認する。構想のみで具体的に対応していないもの、あるいは通常の保育に支障が生じるような過大なものは、評価できないものとする。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


### III 地域の住民や関係機関等との連携

#### 1 地域の住民や関係機関・団体との連携 ～ 小学校等との連携 ～

(30) 小学校、他の保育所（幼稚園）との間で、小学生と園児、園児同士が行事などで交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修など、連携の機会がある。

#### 【判断基準】

- ア 保幼小連携担当者は、小学校、他の保育所（幼稚園）と行事などで交流するための連絡調整をし、その内容を職員に周知している。
- イ 保育園児と小学生とが行事などで定期的に交流する機会を設けている。
- ウ 保育所と小学校との職員による話し合いや研修などの定期的な連携の機会がある。
- エ 保育所と小学校との職員による授業参観や保育参観、保育参加が行われている。
- オ 保育所と他の保育所（幼稚園）との園児同士が行事などで定期的に交流する機会を設けている。
- カ 保育所と他の保育所（幼稚園）との職員による保育参観や保育参加が行われている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（アについては必須・4項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（3項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。
- ※ 近隣（半径約500m以内）に他の保育所（幼稚園）が無い場合は、オ、カは「非該当」でもよいものとし、総合判断aはア～エの全項目について該当、bはアについては必須で3項目について該当、cは2項目以上について該当、dはa、b、c以外とする。
- ※ 乳児専門保育所は「イ～エ」については「非該当」とする。総合判断aはア、オ、カの全項目、bはアが必須で2項目、cは1項目以上、dは該当項目なしとする。

#### 用語の定義等

##### ◇小学校との連携

保育所保育指針において、『保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の（2）に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう務めること』と記述されている。

北九州市ではこれまで保育所（園）、幼稚園の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るため保幼小連携事業に取り組んできた。その一環として平成24年度よりそれぞれが保幼小連携担当者を置き、計画的・継続的に連携を図っている。

##### ◇他の保育所（幼稚園）との連携

同年齢の子ども同士が交流することにより、様々な環境での社会との関わり、遊びや行事を通しての体験などを学習することができる。また、交流を図ることで、職員が他の施設に

おける保育への取組状況や子どもへの関わり方などを把握でき、自己研鑽の場とすることができる。

※事例：宿泊保育やシルエット劇場などの園外行事で行動を共にするだけでなく、遊びを通じた子ども同士の交流について職員間で話し合い、具体的に計画・実施している。

#### ◇行事等の交流、連携の機会

具体的には、運動会や遠足などの行事での交流、双方の職員による情報交換の機会づくりや、双方の職員による授業参観や保育参観、保育参加の実施などが考えられる。

※事例：小学校の授業参観に参加することで、卒園後の子どもの様子が分かり、今後の全体的な計画に生かすことができる。また、現在小学校で話題になっていることや取り組んでいる内容などが把握できる。

### 評価の方法等

○保育所と特に関連の深い小学校、他の保育所（幼稚園）との連携を評価するものであるが、距離的なことや勤務時間等から、職員にとって過大な負担とならない範囲での取組がなされているかも評価する際の判断材料とすること。

○ア：保幼小連携担当者がおり、計画的に連携が行われているか書面などで確認する。

○イ、オ：交流の機会について書面で確認する。

「定期的」とは、年間に計画的に取組がなされていけばよいものとする。

○ウ：話し合いや研修が行われているかを確認する。話し合いや研修に参加した職員の人数は、必要最少でよいものとする。小学校への円滑な接続のため、保育所児童保育要録の作成・送付の記録を確認する。

○エ、カ：授業参観や保育参観、保育参加の開催、参加の実績について確認する。開催に当たっての努力が見られれば、開催場所、参加人数には捉われなくてもよい。

### 【評価の理由 及び 特記事項】


### Ⅲ 地域の住民や関係機関等との連携

#### 1 地域の住民や関係機関・団体との連携 ～ 近隣住民への理解 ～

(31) 近隣の住民に対し、保育について理解を得るための取組を行っている。

##### 【判断基準】

- ア 近隣の住民とのコミュニケーションを図るため、挨拶や声かけを保育所として取り組んでいる。
- イ 近隣の住民を行事に招待している。
- ウ 保育所の行事は可能な範囲で地域に開放し、住民の参加を促している。
- エ 運動会など、近隣の住民に迷惑をかける行事については、その内容や時間などについて周知し、協力を求めている。
- オ 保護者や業者などの違法駐車で交通混雑や事故が生じないように保護者等へ注意を呼びかけるとともに、近隣の住民にも理解と協力を求めている。
- カ 地域に対するボランティア活動を保育所の行事として取り入れている。

##### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、ウの項目は必須・4項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらず判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇理解を得るための取組

保育所は、地域の子育て支援の中心的役割を担っている一方で、子どもの泣き声や叫び声、送迎の際の渋滞や騒音など、近隣住民の迷惑になる要素もたくさんある。そのため、平日頃から近隣の住民との会話、交流に心がけ、保育所の保育活動や行事等について理解してもらうことが必要である。



### Ⅲ 地域の住民や関係機関等との連携

#### 2 実習・ボランティア ～ 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れ ～

(32) 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れについて、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、担当者が決められている。

##### 【判断基準】

- ア 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れは、それぞれについての保育所の方針等が定められている。
- イ 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れは、それぞれの意義や方針が全職員や保護者に周知され、理解されている。
- ウ 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れは、それぞれ担当者が決められている。
- エ 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れに当たっては、園の方針や現状を説明する機会を設けている。
- オ 実習生や保育体験、ボランティアの受け入れに当たっては、それぞれについて目的に応じたプログラムを提供している。
- カ 実習生や保育体験、ボランティアが、必要に応じて担当者と個別に対応する時間を設けている。
- キ 「施設長」、「担当者」と「実習生や保育体験、ボランティア」といった三者での話し合いの時間が設けられている。
- ク 担当者等に対する研修を実施している。

##### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(イ、ウ、エ、カの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。
- ※ 実習生や保育体験、ボランティアを受け入れていない場合、「取組がなされていない」と判断する。(理由を聴取し、その理由が認められる場合は「非該当」とする。)

##### 用語の定義等

###### ◇受け入れの意義

保育所にとって実習生や保育体験、ボランティアを受け入れる意義は、

- ・ 保育士養成には、現場経験と現場の保育士の関わりが大切であること。保育士養成の一翼を担うとともに実習生の指導を通して保育の見直しの機会となること
- ・ 地域の保育所に対する理解が深まること
- ・ 様々な人との交流により、子どもにも良い影響が期待できること
- ・ 保育サービスの透明性の確保  
などが考えられる。

###### ◇実習生

保育士や看護師など資格を取得するための正規の課程における「保育実習」の履修者を指す。



#### ◇保育体験

正規の教育課程（小学校・中学校・高校等のクラブを含む）において実施される、保育所における体験活動を指す。

保育所に一度にたくさんの生徒が訪れることは子どもにも負担がかかるので、予め受け入れ可能な時間帯や人数などを検討しておく必要がある。また、保育体験の目的がどこに置かれているかによって対応も異なってくるので、事前に学校と打ち合わせを行い、目的に沿った保育内容の場面を検討することも大切である。

生徒については、いきなり保育現場に入れるのではなく、事前指導で注意点を伝える必要がある。注意点は、予め文書にしてまとめておくことが望ましい。

#### ◇ボランティア

参加者の任意による保育所における援助活動を指す。正規の教育課程によらない、保育士養成校の学生によるもの、中学・高校のクラブ活動によるものなどを含む。

ボランティアについては、その人のもっている個性や特技を發揮してもらえるように環境を整えることが大切である。あくまでも人手が増えたとか、保育士等の助手的位置付けにならないよう、また、保育内容に専門的なことを求めるものではないことを職員が理解しておかなければならない。

#### ◇保護者への周知

実習生や保育体験、ボランティアは受け入れの時期や期間、人数が一定ではない。しかしながら子どもと直接接する機会が多いため、保護者に対して、受け入れの意義や方針、日程等の事前説明が求められる。方法としては、保護者会や懇談会での説明、保育所便りなどでの説明、リーフレットへの掲載、掲示などがある。

### 評価の方法等

○ア：方針等が文書としてまとめられているかを確認する。方針等の内容には、守秘義務や、学生自身を感染から守るとともに、入所する乳幼児が感染することを防ぐため、実習生が麻疹及び風疹の予防接種を受けているかなどの責任体制が盛り込まれているかを確認する。

※参考：『「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月）厚生労働省』

○イ：受け入れの意義、方針、日程等が伝えられているか、書面や掲示物などで確認する。

○カ～キ：時間設定と対応の内容について確認する。

○ク：実習生や保育体験、ボランティア受け入れの担当者が、「子育て支援員養成研修」「主任級保育士研修」「中堅保育士研修」「保育ゼミナール研修」などに参加しているかを確認する。

### 【評価の理由 及び 特記事項】

#### IV 運営管理

##### 1 基本方針 ～ 基本方針等の策定 ～

(33) 保育所の保育理念と基本方針が明文化され、職員、保護者、関係者に周知するための取組を行うとともに、中・長期計画が策定されている。

#### 【判断基準】

- ア 法人・保育所の理念、保育理念が明文化されている。
- イ 基本方針が明文化されている。
- ウ 保育理念や基本方針の適切な評価・見直しが行われている。
- エ 保育理念や基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民、関係機関などを含め、周知を図るための取組を行っている。
- オ 中・長期計画が策定され、適切な評価・見直しが行われている。
- カ 中・長期計画に基づいた事業計画が策定され、職員や保護者に周知され、適切な評価・見直しが行われている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、イ、エの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇法人・保育所の理念と保育理念

「法人・保育所の理念」とは、社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり「保育理念」とは、保育所が保育を行っていく上での根本的な考え方である。保育所保育指針では、「保育所における保育は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない」と記載されている。

##### ◇基本方針 (P 4【参考】を参照。)

##### ◇中・長期計画

中・長期計画とは計画策定時から3～5年を計画期間として策定された法人・保育所の理念や基本方針の実現と健全な施設運営に向けた計画とする。

計画の内容としては以下の①～⑤が含まれていること。

- ①目標や展望(今後の保育事業の理念や方向性)
- ②現状の分析や課題、問題点
- ③目標達成のための視点(保育内容、運営体制、人材育成、施設整備、子育て支援、地域との関係、安全管理等)
- ④目標達成に向けた段階的な取組
- ⑤法人としての意思決定

※直営保育所については⑤を非該当とする。

◇事業計画

中・長期計画の内容を反映した当該年度の事業内容を示した計画。

◇周知の方法

保育理念や基本方針を事務室や玄関などの人の目に付く場所に掲示しておく。職員に対しては、職員研修などの機会を利用して周知する。保護者や地域の住民、関係機関などに対しては、入所のしおりや保育所便り、保育所の概況、その他リーフレット類の配布などのほか、掲示板等やホームページ、各種行事を通じてのアナウンス活動などが考えられる。

評価の方法等

- ア、イ：「明文化」されているか否かは、文書としてまとめられているかどうか、保育サービスの内容や特性が理念と基本方針を踏まえたものになっているか、その整合性が確保されているかを確認する。
- ア、イ、オ：保育理念や基本方針などの保育所運営の根幹をなす内容については、法人役員に理解されるよう理事会などで承認がなされているかを確認する。  
保育理念や基本方針については、常勤・非常勤または職種を問わず、当該保育所に雇用される全職員を対象に、採用時の説明、職員会議、あるいは掲出などの方法で周知を図っているかを確認する。
- エ：保護者や地域住民、関係機関などに対して、具体的に周知が図れるような取組がなされているかを確認する。（「保育所の概況」を区保健福祉課に備えられていることのみをもってよいこととはしない）
- オ：中・長期計画については、内容が当該保育所の実態や地域のニーズなどを反映し、用語の定義等の①～⑤を含んだ計画となっているか文書で確認する。
- カ：事業計画については中・長期計画の内容が反映され具体的に示されているか文書で確認する。
- ウ、オ、カ：評価・見直しは、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者のニーズ、保育制度等の変化や変更に伴い適切に行われているか、事例を確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## IV 運営管理

### 2 組織運営 ～ 保育サービス向上への取組 ～

(34) 保育の質の向上や改善のための取組を、職員参加により行っている。

#### 【判断基準】

- ア 管理者は、自らの役割と責任を自覚し、「保育の質の向上」に意欲をもち、「改善のための職員提案の募集」、「職員から意見を聞く場」などを定期的に設けている。
- イ 採用された提案や意見などの反映状況、成果を職員参加のもとに検討している。
- ウ 保育の実践を通じた課題や保護者からの苦情などをケーススタディとして、カンファレンスや職場内研修を適宜、実施している。
- エ 必要な職員の参加のもとに自己評価を行い、結果に基づき取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施している。
- オ 自己評価等の結果を全職員に周知している。
- カ アンケートや聞き取りなどにより保護者の意向を把握し、結果の分析や検討を行い保護者に報告している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、エの項目は必須・4項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(2項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇管理者

保育所を管理・運営する責任者を指す。

##### ◇ケーススタディ

1つまたは少数の事例について詳しく調査・研究し、それによって問題の所在・原因等を究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。

##### ◇自己評価

自己評価とは、「北九州市児童福祉施設等評価基準」や『「第三者評価共通評価基準ガイドラインにおける各評価の判断基準に関するガイドライン(保育所解説版)」(平成28年3月)全国社会福祉協議会』などを用いた保育所としての取組を指す。

評価の方法等

- ア：「職員」は、正規職員に限らず、幅広く呼びかけるほうが望ましい。「定期的」とは、年間を通じて計画的になされているかを確認する。管理者が保育サービスの質の向上について、
  - ・保育の質の現状について定期的・継続的な評価分析
  - ・職員からの意見の聴取
  - ・課題の把握と改善のための具体的な取組及び自身の参画などの取組を実施していることを書面や面談で確認する。
- イ：具体化した内容などを確認する。
- ウ：具体的に取組がなされているかを確認する。参加人員や形式にはとらわれなくてもよい。
- エ：必要な職員の範囲は、保育所独自で決められるものであるが施設長や主任保育士といった限られた職員のみの場合、職員参加とは見なさないこと。少なくとも施設長や主任保育士、各クラスから1名の常勤職員の参加が望まれる。
- オ：取組の方法は、周知できるようファイリングし、見やすい場所に保管するとともに、概要・ポイントを職員会議などで説明するなどしているか、記録などで確認する。
- カ：保護者の意向の把握には、結果の分析・検討、報告への取組等を書面や面談で確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## IV 運営管理

### 2 組織運営 ～ 職員研修 ～

(35) 職員の研修ニーズを把握し、適切な研修機会を確保するとともに、研修の成果を全職員が共有できるよう努めている。

#### 【判断基準】

- ア 北九州市における研修体系などを利用して、職員の適切な研修機会を確保し、また、「キャリアアップ研修」についても積極的に取り組んでいる。
- イ 施設長または主任保育士が、研修内容を吟味するとともに職員一人一人について、研修希望を聞く機会が設けられている。
- ウ 職員一人一人の研修記録が個別ファイルとして作成・保管されている。
- エ 研修（職場内及び職場外）に関し、年間計画が立てられている。
- オ 職員参加による職場内研修などが実施されている。
- カ 職員間において、受講者以外の職員に研修の内容が周知される機会をもち、研修内容を共有している。
- キ 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア、イ、エの項目は必須・4項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（2項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇北九州市の研修体系など

北九州市社会福祉研修所や子ども家庭局保育課、北九州市保育所連盟、北九州市保育士会が実施する研修を指す。また、全国社会福祉協議会や全国保育士会などが実施する研修もある。

##### ◇キャリアアップ研修

平成29年4月、厚生労働省が示した研修。保育士としての経験年数などの要件を満たした場合に、所定の研修を受け、技能を習得することによって、キャリアアップができる仕組みになっている。キャリアアップにより、処遇改善が受けられることになっている。

##### ◇研修機会の確保

「研修機会」とは、保育所内外において実施される計画的な研修を指す。外部研修は経費を伴うこともあるので、職場内研修と組み合わせて職員の苦手とする面を補う配慮も必要である。また、「研修の開催案内」などについて、誰でも見ることができるようバインダーに整理したり、職場内で回覧したりするなど、職員の自己啓発や研修参加意欲の高揚などに配慮する必要がある。

臨時職員、パート職員も増えてきていることから、保育の質を低下させないためにも、職場内研修においては、臨時職員、パート職員の研修機会の確保が望まれる。

#### ◇職員参加による職場内研修

保育所として取り組んでいる保育内容や運営方針など、また保育所職員として必要な資質や心構えなど、共通認識を持ち、再確認を行うための研修を、年1回は全職員参加のもと実施することが望ましい。

#### 評価の方法等

- ア～ウ、オ：「職員」とは、正規職員に限らず長期間雇用する職員も含む。
- ア：キャリアアップ研修を前向きに取り組んでいるかを確認する。
- イ：「研修内容の吟味」については、職員の経験年数、能力、意欲などにより総合的に判断されたものであり、個人的に偏りのないものとなっているかを確認する。
- ウ：「記録」は、該当園で実施したもの、該当園以外で実施されたものを含んで、受講年度、内容が分かるように記載されているかを確認する。
- エ：「年間計画」は、実施時期と受講者が記載されているかを確認する。研修内容については、(33)基本方針や中・長期計画に沿った内容であるかを確認する。また、「子どもの発達支援」「保護者や地域の子育て支援」など、様々な内容が偏りなく盛り込まれているかを確認する。
- オ：研修内容については、様々な内容が偏りなく実施されているかを確認する。研修の形態については、研修の位置付けや検討、確認、周知などの方法が明確にされていればよいものとする。
- カ：研修に参加した職員によりその研修内容を発表する機会が設けられたり、報告レポートとしてまとめられ、他の職員が閲覧したりするなどの工夫がなされているかを確認する。
- キ：報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析が行われ、次の研修計画に反映されているか、継続した資料（職員別研修履歴や研修計画など）で確認する。

#### 【評価の理由 及び 特記事項】


## IV 運営管理

### 3 情報の管理 ～ 守秘義務の遵守と記録の管理 ～

(36) 情報の管理に関する規程が定められており、その内容が職員に周知されている。

#### 【判断基準】

- ア 守秘義務の遵守に関する規定が就業規則などで定められている。
- イ 就業規則などに定めた内容をより具体化した守秘義務（プライバシー保護）や個人の保護に関するマニュアルや職員倫理規定が作成されている。
- ウ 秘密についての認識や秘密保持の方法などについて職場内研修を行っている。
- エ 問題事例が発生した場合、その対処について、関係職員の参加のもとに原因分析や対策立案が行われている。
- オ 守秘義務の遵守や個人情報の保護について、日頃から職員が問題意識をもつよう動機づけに努めており、特に人権に関する研修会などに積極的に職員を参加させている。
- カ 子どもに関する記録の管理についての規定が定められ、適切に管理が行われている。
- キ 管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。（全ての項目が該当する）
  - b. よい取組がなされている。（ア、ウの項目は必須・3項目以上が該当する）
  - c. 取組がなされている。（2項目以上が該当する）
  - d. 取組の努力が望まれる。（a、b、c以外）
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。
- ※ 「エ」については、今年度及び前年度に問題事例が発生していない場合は「非該当」とする。その場合、総合判断aは、全ての項目に該当、bはア・ウの項目は必須、cは1項目以上に該当とする。

#### 用語の定義等

#### ◇守秘義務の遵守

法律上で「守秘義務」とは、秘密を固く守る義務のことである。「遵守」とは、就業規則などに従ってしっかりと守ることを意味する。

保育士の守秘義務については、児童福祉法第18条の22「保育士の秘密保持義務」で明記されている。ただし、児童虐待に関する通告の義務は守秘義務よりも優先されるものであることに留意する必要がある。（「児童虐待等の防止に関する法律」第6条第3項）

保育を実施する上で知り得た子どもや家庭に関する秘密として、保護者の職業、学歴、所得、戸籍上の内容、病歴、家族構成、宗教上のことなどがある。



#### ◇個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ホームページへの写真掲載については、悪質サイトに利用される恐れがあることやネット上に流出した画像は完全に回収することができないことを考慮し、慎重な対応をする。（例：水遊び、身体測定等の写真は掲載しないなど）

※参考：「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」

（厚生労働省平成25年3月通達、平成28年2月一部改正）

#### ◇子どもに関する記録の管理

子どもの個人情報に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要がある。その内容として、情報の保護については、記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規定、責任者の設置、保存と廃棄に関する事項等を盛り込むことが必要である。情報の開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規定が必要である。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者への配慮が求められる。

#### ◇遵守すべき法令

福祉分野の法令のみならず、利用者保護に関連する他分野（雇用・労働、防災、環境など）の配慮に関するものについても遵守することが求められる。

#### 評価の方法等

- ア：就業規則や雇用契約書などを確認する。
- ウ：研修が少なくとも年1回以上実施されているかを確認する。
- エ：「問題事例」とは、保護者等からの苦情、指摘に限らず、施設長、職員が好ましくないと感じた事例も含むものとする。また、ここでは対処法よりもその原因について分析し、同様の事例が生じないよう対応されているかを確認する。
- オ：守秘義務が遵守されない根底として、人権に関する認識が不足している場合が考えられることから、日頃から職員へ人権に関する動機づけをしているかを確認すること。
- カ：保育の記録の保管、保存、廃棄に関する規程や、保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程が定められているか、文書や口頭で確認する。
- キ：組織として遵守しなければならない基本的な関連法令の理解について、関係する研修等への参加や資料の整理など、どのような方法で取り組んでいるか書面や口頭で確認する。

#### 【評価の理由 及び 特記事項】

## IV 運営管理

### 4 情報提供 ～ 情報提供 ～

(37) 保育所運営に理解や協力を得るための情報提供に積極的に取り組むとともに、提供に当たっては分かりやすく伝える工夫を行っている。

#### 【判断基準】

- ア 保護者に保育所便りやクラス便り、給食便りなど、分かりやすく伝える工夫が見られる。
- イ 保育所の掲示板で、保護者や地域に向けて情報を分かりやすく伝えるための工夫がなされている。
- ウ 保育所独自のホームページで、保護者や地域に向けて情報を分かりやすく伝えるための工夫がなされている。
- エ 希望者に、リーフレットや情報紙等を配布したり、見学に対応したりしている。
- オ 園外向けの掲示板やポスター等で、保育所の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。
- カ 保育所の運営状況等についての情報を求められた場合、公開できるように用意されている。
- キ 保育所入所時に、保育の内容や方法などについて、保護者に分かりやすく伝えている。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - c. 取組がなされている。(3項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇保育所の運営状況

保育方針や年間行事予定、職員の状況、資産の状況(直営は除く)、その他保育の運営に関する事項などを指す。

#### 評価の方法等

- 保育所の円滑な運営のためには、保護者や地域住民の理解や協力が欠かせないものである。そのためには、保育所が目指していることやその実現に向けて努力していること、子どもの様子や保育の内容、各種行事や地域活動への取組状況などについて、積極的に公表する必要がある。
- 情報提供に当たっては、「保育所便り」のような一般的なものに限らず、各種行事などの保護者や地域住民が参加する機会を多く捉えるとともに、ホームページの開設やリーフレットの発行など、何らかの手段を講じているかを評価する。
- ア、イ：保育関係者には理解できても、保護者には理解しにくい専門用語や学術用語、行政用語などについて分かりやすい表現にする配慮が必要である。



#### IV 運営管理

##### 5 安全・衛生管理 ～ 安全・衛生管理 ～

(38) 安全・衛生管理などに関するマニュアルなどが整備され、その内容を踏まえた取組がなされている。

#### 【判断基準】

- ア 事故や災害に適切に対応できるマニュアルが整備され、職員に周知されている。
- イ 事故や災害を想定した実地訓練や職場内研修を定期的に行っている。
- ウ 事故防止に関するチェックリストが整備され、職員に周知されている。
- エ 事故防止に向けた具体的な取組が行われている。
- オ 警察署と連携した取組を行っている。
- カ 食中毒などが発生した場合の対応についてのマニュアルが整備され、職員に周知されている。
- キ トイレや水周りなどの衛生管理が適正に行われている。
- ク 安全確保のために保育所独自のリスクを把握し、対応策を検討し、実行している。

#### 【総合判断】

- a. 大変よい取組がなされている。(全ての項目が該当する)
  - b. よい取組がなされている。(ア、イ、エ、カ、キの項目は必ず該当する)
  - c. 取組がなされている。(4項目以上が該当する)
  - d. 取組の努力が望まれる。(a、b、c以外)
- ※ 園独自の取組等が見られる場合は、該当項目内容にこだわらずに判断すること。

#### 用語の定義等

##### ◇事故や災害などの発生に関するマニュアルの整備

- ・実際に事故や災害が起きた場合の対処方法などについて、これまでの事故防止への取組や災害時を予測して訓練してきた積み上げを一つ一つ文書化する。
  - ・消防局ホームページ「防災の手引き」や市民防災センターでの教材などを利用して作成する。
- ※マニュアルの項目例：職員間の情報の伝達、児童への注意喚起、安全確保、避難誘導、警察・行政・保護者等への通報など。

##### ◇事故防止に関するマニュアル、チェックリストの整備

日頃から事故防止や安全管理に取り組むために、マニュアルやチェックリストを作成する必要がある。「児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日・厚生労働省通知）」を参考に作成する。

- ※事例：職員の共通理解と所内体制、担当者・担当部署、関係機関との連携、保護者の取組、施設整備面における安全確保、近隣地域の危険箇所の把握、通所時における安全確保、所外活動における安全確保、施設開放時の安全確保など。

※参考:『「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」  
(平成28年3月) 内閣府・文部科学省・厚生労働省』

『「保育施設等における安全管理マニュアル」(平成28年11月) 北九州市』

◇トイレや水周りなどの衛生管理に関するマニュアルの整備

子ども家庭局保育課から『「保育所給食の手引き第4版」(平成27年3月) 衛生管理全般を含む』が示されている。厚生労働省の通知「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」の中で、「社会福祉施設における衛生管理の自主点検実施要領」が示されている。これらの手引きや実施要領に基づき、それぞれの保育所での衛生管理の実状を踏まえて、マニュアルを作成する。

評価の方法等

- ア、ウ、オ：避難訓練や危機管理（不審者の侵入や園外保育時の危機対応）など、それぞれのマニュアル、チェックリストが、「事故防止」や「事故や災害への対応策」として簡潔にまとめられているかを確認する。なお、その内容は定期的に評価・見直しが行われ、当該保育所の実態を反映し、かつ実行可能な内容となっているかを確認する。AEDを設置している場合は、使用方法を職員に周知しているかを確認する。
- ア、ウ、カ：マニュアル、チェックリストに沿った対応が確実に行われるよう、職員への周知を図るための取組や、研修の実施等を確認する。
- イ：危機管理に対する実地訓練や職場内研修などが、計画的に実施されているかを確認する。
- エ：点検（防災設備・器具や救急用備品の点検など）を行っているか、各職員が与えられた役割分担を果たしているかなどマニュアル等に基づき具体的な活動内容を確認する。  
マニュアル等活動内容を文書化したものがない場合は、取組内容を聞き取り、それが事故防止につながるものであるかを判断する。
- オ：不審者等に対する情報交換やパトロールの強化（巡回依頼など）、不審者侵入防止の実地訓練に対するアドバイス、通報体制の確立などについて、警察署への働きかけが見られるかを確認する。
- カ：マニュアルには食中毒発生時の嘱託医や保健所、その他関係機関との連携や二次感染の予防、保健所の指示による感染拡大の防止策等が盛り込まれた内容となっているかを確認する。
- キ：トイレ内の汚物の処理、手洗い場などの水周りなどを確認する。
- ク：管理者が子どもの安全確保のために体制整備や保育所独自のリスクの把握を行い、どのように対応しているかを確認する。

【評価の理由 及び 特記事項】


## 北九州市児童福祉施設等評価基準（保育所編）

平成15年4月	初版発行
平成16年4月	改訂
平成18年4月	改訂
平成19年4月	改訂
平成20年4月	改訂
平成21年4月	改訂
平成22年4月	改訂
平成23年4月	改訂
平成24年4月	改訂
平成25年4月	改訂
平成26年4月	改訂
平成27年4月	改訂
平成28年4月	改訂
平成29年4月	改訂
平成30年4月	改訂
2019年4月	改訂
令和2年4月	改訂
令和3年4月	改訂
令和4年4月	改訂
令和5年4月	改訂

《評価基準初版 参考文献》

- あなたの園の自己点検 「第三者評価基準」の解釈と運用  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 平成14年発行
- 児童福祉施設・福祉サービスの第三者評価基準  
社団法人 全国保育士養成協議会現代保育研究所 平成14年6月発行
- 「保育内容等の自己評価」のためのチェックリスト  
平成6年度厚生科学研究「保育内容等の評価についての研究」
- 現代保育用語辞典  
株式会社フレーベル館 1997年2月発行

北九州市児童福祉施設等第三者評価事業  
評価基準(保育所編)

発行日 令和5年4月改訂版(初版 平成15年4月)  
編集 北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会  
発行 北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課